

<基本資料集目次>

1. 法令関係	
・救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法	1
・同法施行令	5
・法の成立経緯	6
・医療法（抄）	7
・医療提供体制の確保に関する基本方針	9
・救急医療の体制構築に係る指針（抄）	11
・助成金交付事業制度（概念図）	14
・助成金交付事業を担う法人の登録制度設置に係るスケジュール	15
2. ドクターヘリ導入促進事業関連	
・ドクターヘリ導入促進事業について	16
・ドクターヘリの写真	17
・実施要綱（概要・本文）	19
・財源別ドクターヘリ費用内訳	22
・飛行範囲円の図	23
3. 搬送実績等関連	
・県別・年度別搬送件数	26
・ドクターヘリ導入県における広域搬送に係る体制と実施状況	27
・離島からのヘリコプター搬送（医師等添乗）の状況	28
・ドクターヘリ事業基本データ	29
・ドクターヘリによる実転帰と救急車による推定転帰の比較	31
・ドクターヘリによる治療開始時間の短縮効果等	32
・ドクターヘリ等導入における国際比較	33
4. 救急医療体制関連	
・救急医療体系図	34
・救命救急センター設置状況一覧	35
・救命救急センターにおけるヘリポート設置状況及び搬送状況	38
・消防防災ヘリコプターの保有状況	43
・消防防災ヘリコプター災害出動状況	44
・救命救急センタードクターカー運行状況	45
・各搬送手段における公費及び医療保険による支援	50

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第二百二号）

（目的）

第一条 この法律は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性にかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図るための特別の措置を講ずることにより、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制の確保に寄与し、もつて国民の健康の保持及び安心して暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第一条 この法律において「救急医療用ヘリコプター」とは、次の各号のいずれにも該当するヘリコプターをいう。

- 一 救急医療に必要な機器を搭載し、及び医薬品を搭載していること。
- 二 救急医療に係る高度の医療を提供している病院の施設として、その敷地内その他の当該病院の医師が直ちに搭乗することができる場所に配備されていること。

（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する施策の目標等）

第三条 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する施策は、医師が救急医療用ヘリコプターに搭乗して速やかに傷病者の現在する場所に行き、当該救急医療用ヘリコプターに搭載した機器又は搭載した医薬品を用いて当該傷病者に対し当該場所又は当該救急医療用ヘリコプターの機内において必要な治療を行いつつ、当該傷病者を速やかに医療機関その他の場所に搬送する」とできる態勢を、地域の実情を踏まえつつ全国的に整備することを目標とするものとする。

2 前項の施策は、地域の実情に応じ次に掲げる事項に留意して行われるものとする。

- 一 傷病者の医療機関その他の場所への搬送に関し、必要に応じて消防機関、海上保安庁その他の関係機関との連携及び協力が適切に図られること。
- 二 べき地における救急医療の確保に寄与すること。
- 三 都道府県の区域を超えた連携及び協力の体制が整備されること。

（医療法の基本方針に定める事項）

第四条 厚生労働大臣は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項に規定する基本方針（次条第一項において「基本方針」といいう。）に、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する事項を定めるものとする。

(医療計画に定める事項)

第五条 都道府県は、医療法第三十条の四第一項の規定に基づき、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、同項に規定する医療計画を定め、又は同法第三十条の六の規定に基づきこれを変更する場合において、当該医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるときは、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項
 - 二 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院（以下単に「病院」という。）に関する事項
 - 三 次条に規定する関係者の連携に関する事項
- 2 都道府県は、前項の場合において、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療が、隣接し又は近接する都道府県にまたがって確保される必要があると認めるときは、あらかじめ、当該都道府県と連絡調整を行うものとする。

(関係者の連携に関する措置)

第六条 都道府県は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供が行われる地域ごとに、病院の医師、消防機関、都道府県及び市町村の職員、診療に関する学識経験者その他の関係者による次に掲げる基準の作成等のための協議の場を設ける等、関係者の連携に関し必要な措置を講ずるものとする。

- 一 当該救急医療用ヘリコプターの出動のための病院に対する傷病者の状態等の連絡に関する基準
- 二 当該救急医療用ヘリコプターの出動に係る消防機関等と病院との連絡体制に関する基準

(救急医療用ヘリコプターの着陸の場所の確保)

第七条 国、都道府県、市町村、道路管理者（道路管理者に代わってその権限を行つ者を含む。）その他の者は、救急医療用ヘリコプターの着陸の場所の確保に関し必要な協力を求められた場合には、これに応するよう努めるものとする。

(補助)

第八条 都道府県は、病院の開設者に対し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用の一部を補助することができる。
2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部を補助することができる。

(助成金交付事業を行う法人の登録)

第九条 病院の開設者に対し救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用に充てるための助成金を交付する事業であつて厚生労働省

令で定めるもの（以下「助成金交付事業」という。）を行う當利を目的としない法人は、厚生労働大臣の登録を受けることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する法人は、前項の登録を受けることができない。

- 一 第十二条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない法人
- 二 第十二条の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から一年を経過しないものがその業務を行う役員となつていて法人

3 厚生労働大臣は、第一項の登録の申請をした法人が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 助成金交付事業に関する基金であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものを設け、助成金交付事業に要する費用に充てる」ことを条件として政府及び都道府県以外の者から出えんされた金額の合計額をもつて、これに充てるものである」と。
- 二 助成金交付事業を全国的に適正かつ確実に行うに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものである」と。

（報告又は資料の提出）

第十一条 厚生労働大臣は、助成金交付事業の適正な実施を確保するために必要な限度において、前条第一項の登録を受けた法人に対し、その業務又は経理の状況に關し報告又は資料の提出をさせることができる。

（指導及び助言）

第十二条 厚生労働大臣は、第九条第一項の登録を受けた法人に対し、助成金交付事業が円滑に実施されるように必要な指導及び助言を行つよう努めるものとする。

（登録の取消し）

- 第十三条 厚生労働大臣は、第九条第一項の登録を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消す」ことができる。
- 一 不正の手段により第九条第一項の登録を受けたとき。
 - 二 第九条第二項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。
 - 三 第十二条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - 四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

（公示）

第十四条 厚生労働大臣は、第九条第一項の登録をしたとき及び前条の規定により同項の登録を取り消したときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第十四条 第九条から前条までに定めるもののほか、第九条第一項の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条から第十四条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(健康保険等の適用に係る検討)

2 政府は、この法律の施行後二年を目途として、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供の効果、救急医療の提供に要する費用の負担の在り方等を勘案し、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の提供に要する費用のうち診療に要するものについて、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）その他の医療に関する給付について定める法令の規定に基づく支払について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第百九十一号）

内閣は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第百九十一号）を制定する。

救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第二百三号）第八条第二項の規定に基づき、この政令で都道府県が同条第一項の規定により補助する額（救急医療用ヘリコプターの運航に関する費用等を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を限度とする。）に二分の一を乗じて得た額とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」の成立経緯（法案提出から公布まで）

平成 18 年 7 月～11 月

与党ドクターヘリワーキングチーム（全 10 回開催）
において、法案の内容を検討

平成 19 年

4 月 26 日 参議院厚生労働委員会において、法案を同委員会より
提出する旨決定

4 月 27 日 参議院本会議において、法案採決

6 月 15 日 衆議院厚生労働委員会において、法案採決

6 月 19 日 衆議院本会議において、法案採決

6 月 27 日 法律公布（一部を除き、同日、施行）

第五章 医療提供体制の確保

第一節 基本方針

第三十条の三 厚生労働大臣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 医療提供体制の確保のため講じよとする施策の基本となるべき事項
 - 二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項
 - 三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項
 - 五 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する基本的な事項
 - 六 次条第一項に規定する医療計画の作成及び医療計画に基づく事業の実施状況の評価に関する基本的な事項
 - 七 その他医療提供体制の確保に関する重要な事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- ### 第二節 医療計画
- 第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。
- 2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 都道府県において達成すべき第四号及び第五号の事業の目標に関する事項
 - 二 第四号及び第五号の事業に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項
 - 三 医療連携体制における医療機能に関する情報の提供の推進に関する事項
 - 四 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項

五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（ハに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）

イ 救急医療

ロ 災害時における医療

ハ べき地の医療

二 周産期医療

三 小児医療（小児救急医療を含む。）

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療

六 居宅等における医療の確保に関する事項

七 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項

八 医療の安全の確保に関する事項

九 地域医療支援病院の整備の目標との他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

十 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病院、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項

十一 一二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るもののが整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項

十二 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

十三 前各号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関する必要な事項

3～12 [略]

第三十条の六 都道府県は、少なくとも五年）とに第二十条の四第一項第一号及び第九号に定める目標の達成状況並びに同項各号（第一号及び第九号を除く。）に掲げる事項について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

基本方針

住所	被写真名	備考	原市	新市
地5 本家	昭和38年9月19日生			
李泰守				
李如愛	昭和43年11月30日生			
李英桓	平成4年1月3日生			
李明桓	平成6年1月6日生			
李尚桓	平成8年12月3日生			
住所	山口県柳井市日輪1372番地			
孫廟龍	昭和53年4月27日生			
住所	東京都台東区柳橋1丁目13番11号			
マリエ・タルク・マヌダ	昭和44年10月7日生			
住所	東京都世田谷区松原5丁目8番10号			
具祐子	昭和47年11月24日生			
住所	神奈川県三浦郡葉山町一色1216番地4			
趙津子	昭和43年5月21日生			
住所	千葉県市川市東晉町1丁目14番1—205号			
羅庭芳	昭和36年10月26日生			
住所	東京都足立区綾瀬5丁目13番1号			
全福光	昭和22年2月25日生			
玄昌烈	昭和22年2月25日生			
金雄一	昭和52年3月31日生			
全美和	昭和55年3月15日生			
住所	滋賀県大津市北極3丁目16番1号			
朴洋子	昭和32年11月25日生			
住所	滋賀県草津市大路2丁目4番6号			
尹徹也	昭和58年1月5日生			
住所	名古屋市名東区高間町12番地3			
金佳蕙	昭和40年12月29日生			
住所	名古屋市緑区東郷の倉3丁目2209番地			
奥元澤	昭和45年7月8日生			
住所	愛知県東海市名和町大根10番地10			
李龍積	昭和45年5月9日生			
住所	愛知県豊田市小坂町4丁目13番地3			
朴芳政	昭和41年12月6日生			
崔善枝	昭和41年12月6日生			
崔勇人	平成2年12月6日生			
朴慈花	平成4年10月20日生			
朴瑞花	平成8年6月23日生			
住所	愛知県岡崎市本宿町字古新田9番地9			
張松枝	昭和48年10月30日生			
住所	愛知県岡崎市伊賀町字5丁目8番地			
張君枝	昭和52年6月4日生			
住所	名古屋市瑞穂区内浜町2番16号			
姜眞山弓	昭和42年8月17日生			
住所	愛知県春日井市中新町2丁目7番地35			
金永一	昭和23年8月19日生			
李信子	昭和25年2月10日生			
金佳暉枝	昭和50年1月31日生			
金智影	昭和52年4月12日生			
金熙紀	昭和59年5月3日生			

住所	愛知県常滑市守山町1丁目4番地 李成一 昭和21年10月27日生
住所	愛知県常滑市白山町1丁目174番地 李成二 昭和29年9月17日生
住所	愛知県瀬戸市東長根町229番地2 宮井雅美 昭和51年1月1日生
住所	名古屋市南区三吉町3丁目36番地 李美里 昭和34年6月29日生
住所	名古屋市守山区數が丘2丁目1001番地 金夏実 平成3年8月7日生
住所	名古屋市守山区數が丘2丁目1001番地 金肇生 昭和54年4月18日生
住所	愛知県豊田市御幸本町7丁目300番地7 李在吉 昭和22年9月11日生
住所	昭和22年7月2日生 鄭健子
住所	昭和46年6月6日生 李明華
住所	奈良県葛城市八川99番地7 朴博行 昭和40年6月4日生
住所	昭和44年10月31日生 魏和美
住所	平成9年2月10日生 朴啓吾
住所	平成11年9月19日生 朴雪那
住所	東京都立川市羽衣町2丁目41番7号 洪明花 昭和55年4月6日生
住所	茨城県東茨城郡城里町大字石塚2208番1 鄭明子 昭和54年9月11日生
住所	東京都世田谷区尾山台3丁目23番8号 朴潤邦 昭和48年11月7日生
住所	東京都調布市富士見町3丁目19番地1 徐美頃 昭和38年2月26日生
住所	東京都調布市富士見町2丁目22番地13 徐美伊菜 平成10年1月25日生
住所	東京都調布市富士見町2丁目22番地13 徐泰秀 昭和39年10月25日生
住所	東京都調布市富士見町2丁目22番地13 徐千代 昭和43年5月6日生
住所	大阪府大東市野崎2丁目3番10号 柳永次 昭和44年8月23日生
住所	金寿江美 昭和45年5月31日生
住所	柳震輝 平成6年5月1日生
柳知裕	平成8年9月17日生

住所	大阪市西成区長橋2丁目6番1号 金貴子 昭和52年4月27日生
住所	大阪府東大阪市柏原西3丁目11番42号 康泰立 昭和20年12月7日生
李未子 昭和20年2月4日生	
謙文子 昭和44年5月10日生	
林里佳 平成11年12月17日生	
住所	大阪市住吉区新田5丁目11番11—702号 椎美惠 昭和41年1月13日生
住所	京都府南丹市八木町八木杉ノ前3番地1 禹眞鈴 昭和39年3月21日生
住所	京都府伏見区深草細町16番地 朴京三 昭和30年12月17日生
河政江 昭和34年11月4日生	
朴三幸 昭和61年1月3日生	
朴泰代 昭和63年9月10日生	
朴泰浩 平成3年8月11日生	
住所	京都市右京区梅津徳丸町9番地1 斐和江 昭和38年7月14日生
住所	京都府向日市物集女町北ノ口55番地 崔正男 昭和19年2月21日生
尹永子 昭和23年7月28日生	
崔弘一 昭和45年8月31日生	
住所	京都市伏見区景勝町43番地9 李昌代 昭和32年8月12日生
劉麻美 平成4年6月9日生	
住所	京都市右京区太秦上刑部町21番地32 李滋弘 昭和45年6月8日生
住所	京都市西京区桂蒲水町34番地5 季答蕙 昭和33年12月26日生
住所	京都市山科区小野御所ノ内町29番地 李昌代 昭和43年1月12日生
住所	滋賀県大津市横木1丁目13番4号 李貞仙 昭和17年8月3日生
住所	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3番13—403 李廣司 昭和45年7月3日生
号	
金昌俊 昭和45年10月11日生	
○葛糸御振示新川四十七六年	
分離税格廢止總額の確定は翌から前年(財務省令第47号)、十四年(財務省令第47号)、十五年(財務省令第47号)、十六年(財務省令第47号)、十七年(財務省令第47号)の固定の利子率を償還券を発行する(平成10年現在)。財務省令第47号)の固定の利子率を償還券を発行する(平成10年現在)。	
第五回の次に次の「印を押す」	
大利付定期債券(四十枚)	

○厚生労働省告示第三百七十五号
○療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項の規定に基づき 医療提供体制の確保に関する基本方針（平成十九年厚生労働省告示第七十号）の一部を次のように改正し、平成十九年十一月六日から適用する。
平成十九年十一月六日

厚生労働大臣 外添（要）

第四の二を次のように改める。

二 病又は事業との医療連携体制のあり方

四 病及び五事業に係る医療連携体制については、それぞれ以下の機能に即して、地域の医療提供施設の医療機能を医療計画に明示することが必要である。これにより、患者や住民に対し、分かりやすい情報提供の推進を図る必要がある。

1 病又は事業」と明示する機能

(一) がん

がんの種別ごとの専門的ながん医療を行う機能、緩和ケアを行う機能及び相談支援を行う機能（がん診療連携拠点病院、医療機能に着目した診療実施施設等）

(二) 脳卒中

救急医療の機能、身体機能を回復させるリハビリテーションを行なう機能及び日常生活に復帰させるリハビリテーションを提供する機能（発症から入院そして居宅等に復帰するまでの医療の流れ、医療機能に着目した診療実施施設急性期・回復期・居宅等の機能）との医療機関等)

(三) 急性心筋梗塞

救急医療の機能及び身体機能を回復させるリハビリテーションを提供する機能（発症から入院そして居宅等に復帰するまでの医療の流れ、医療実施施設（急性期・回復期・居宅等の機能ごとの医療機関）等）

(四) 糖尿病

重篤な病を予防するための生活指導を行う機能及び糖尿病による合併症を含めた疾病的治療を行う機能（発症から居宅等で継続して治療するまでの医療の流れ、医療機能に着目した診療実施施設等）

(五) 救急医療
休日夜間急患センターや二十四時間対応する診療所等で初期の救急医療を提供する機能、緊急手術や入院を必要とする救急患者に医療を提供する機能及び生命にかかる重篤な救急患者に救命医療を提供する機能（都道府県内のプロックごとの救急医療機関の役割、在宅当番医制又は休日夜間急患センター・入院を要する救急医療機関・救命救急センターに実際に搬送される患者の状態、自動体外式除細動器（AED）等病院前救護体制や消防機関との連携（病院間搬送を含む。）等）

(六) 災害時における医療
災害時に被災地へ出動し、迅速に救命医療を提供する機能、その後避難所等において診療活動を行う機能、被災しても医療提供を引き続き維持し被災地での医療提供の拠点となる機能及びN.B.C.テロ（核兵器、生物兵器、化学兵器等によるテロをいう。）等特殊な災害に対し医療支援を行う機能（都道府県内外での災害発生時の医療の対応（災害派遣医療チーム（D.M.T.）の整備状況と活用計画を含む）、広域搬送の方針、後方医療施設の確保、消防・警察等関係機関との連携、広域災害・救急医療情報システムの状況、災害拠点病院の耐震化・医薬品の備蓄状況、災害に対応した訓練計画等）

(七) へき地の医療
へき地保健医療計画と整合性がとれ、継続的にへき地の医療を支援できる機能（第十次へき地保健医療対策を踏まえた対応、搬送・巡回診療・医師確保等へき地の支援方法等による連携体制等）

(八) 周産期医療
正常な分娩を扱う機能（日常生活・保健指導及び新生児の医療相談の機能を含む。）及び高度な診療をするリスクの高い分娩を扱う機能（妊娠婦の状態に応じ、居宅等に戻るまでの医療の流れ、病態・医療機能に着目した診療実施施設、総合周産期母子医療センターと地域の周産期医療の医療連携体制（搬送体制を含む。）、自治体立病院等の産科に関する医療資源の集約化・重点化等）

(九) 小児医療 小児の健康状態の相談を行う機能、在宅当番医制、休日夜間急患センターや二十四時間対応する診療所等初期の小児救急医療を提供する機能、緊急手術や入院を必要とする小児救急患者に医療を提供する機能及び生命にかかる重篤な小児救急患者に救命医療を提供する機能(発症から外来での通院や入院を経て居宅に戻るまでの医療の流れ、病態・医療機能に着目した診療実施設、小児救急医療の提供体制(在宅当番医制又は休日夜間急患センター・入院を要する救急医療機関・救命救急センター・病院間搬送・電話相談事業等)の状況、自治体立病院等の小児科に関する医療資源の集約化・重点化等)事業ごとに配慮すべき事項 救急医療において、生命にかかる重篤な救急患者に救命医療を提供する機能を有する医療機関である高度救命救急センターを医療計画に明示する場合には、広範囲熱傷、急性中毒等の特殊疾病のうち、特に当該センターが対応体制を整備しているものについて記載する必要がある。なお、この場合においては、当該都道府県内のセンターに限らず、広域的に対応する隣接都道府県のセンターを記載することも可能である。

精神科救急医療については、輪番制による緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するための機能、重度の症状を呈する精神科急性期患者に対応する中核的なセンター機能を強化することが求められる。

(二) 救急医療や災害時における医療については、患者の緊急度、重症度等に応じた適切な対応が求められる。このため、救急用自動車はもとより、ドクターカー(必要な機器等を装備し、医師等が同乗することにより救命医療が可能な救急搬送車両をいう)、消防防災ヘリコプターを含む救急患者搬送用のヘリコプター等の搬送手段を活用することにより救急医療の確保を図ることが重要である。その際、今般、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成十九年法律第二百三号)が成立したこと踏まえ、地域の事情に応じ、同法第二

(三) 離島やへき地における医療については、地域の助産師が求められる。こうした一連の救急搬送と救急医療の運営の確保に当たっては、いわゆるメテイガル・コントロール体制の一層の充実・強化を図ることも重要である。

(四) 周産期医療については、地域の助産師の活用を図り、診療所や助産所等とりスクの高い分娩を扱う病院との機能の分担体制が確保されるよう努めが必要である。

○厚生労働省告示第三百七十六号

次に掲げる組換えDNA技術によつて得られた
三十一年厚生省告示第三百七十号 第1A第二款
N-A技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続
四項の規定により公表する。

及び業務の連携の充実に努めることが必要である。さらに、周産期医療体制の整備を進める中で、隣接都府県との連携体制を必要に応じて確保することや救急医療との連携体制を確保することも重要である。また、NICU（新生児集中治療室）退院後の未熟児等に対する後方支援施設等における継続的な医療提供体制の構築が必要である。

（五） 小児医療については、小児科医師や看護師等による小児救急電話相談事業等による健康相談を支援する機能を充実させるとともに、診療所が当番制等により初期の小児救急医療を二十四時間体制で担うことを通じて、拠点となる病院が重症の小児救急患者に重点的に対応することを可能とする体制を構築することが必要である。

第四の三中「規定する」を「掲げる」に改め、「小児医療」の下に「(小児救急医療を含む)、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療」を加える。

生物については、食品・添加物等の規格基準（昭和二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第

品種又は品目	名 称	中 説 昭
とうもろこし	チヨウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統	日本モンサント株式会社
とうもろこし	チヨウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネット耐性トウモロコシBt11系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種	シンジェンタシード株式会社
とうもろこし	チヨウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネット耐性トウモロコシBt11系統とコウチヨウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統を掛け合わせた品種	シンジェンタシード株式会社
とうもろこし	コウチヨウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種	シンジェンタシード株式会社
とうもろこし	チヨウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネット耐性トウモロコシBt11系統とコウチヨウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種	シンジェンタシード株式会社

救急医療の体制構築に係る指針（抄）

第1 救急医療の現状

2 救急医療の提供体制

救急医療の提供体制は、およそ以下のとおりになっている。

(1) 病院前救護活動

③ 搬送手段の多様化とその選択

従来の救急車に加えドクターカー、救急医療用ヘリコプター（ドクターへリ）※、消防防災ヘリコプター等の活用が広まりつつある。

ヘリコプターによる救急搬送については、ドクターへリが10県で運用され年間4千件余りの出動件数を数え、消防防災ヘリコプターについても全国で70機が運用され、救急搬送のために年間2千5百件近く出動している。

現状では、救急搬送全体に占める航空機の利用はわずかであるが、今後は、緊急性が高くかつ適切な医療機関への搬送が長距離に及ぶ患者に対しては、ヘリコプター等の利用が期待される。

また、消防機関の救急救命士等が、メディカルコントロール体制のもとに適切な観察と判断等を行い、地域の特性と患者の重症度・緊急性に応じて搬送手段を選択し、適切な医療機関に直接搬送できる体制の整備が重要である。

※ 救急医療用ヘリコプター（ドクターへリ）について

救急医療用ヘリコプター（ドクターへリ）を用いた救急医療が傷病者の救命、後遺症の軽減等に果たす役割の重要性をかんがみ、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図ることを目的に、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」が、平成19年6月27日に施行された。

都道府県が医療計画を策定するに当たって、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定めるとき又は変更するときには、下記事項について記載することが求められる。

- ・ 都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項
- ・ 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療を提供する病院に関する事項
- ・ 関係者の連携に関する事項

(2) 救命救急医療機関（第三次救急医療機関）

③ アクセス時間を考慮した体制の整備

救急医療（特に、脳卒中、急性心筋梗塞、重症外傷等の救命救急医療）においては、アクセス時間（発症から医療機関で診療を受けるまでの時間）の長短が、患者の予後を左右する重要な因子の一つである。

従って、特に救命救急医療の整備に当たっては、どこで患者が発生したとしても一定のアクセス時間内に、適切な医療機関に到着できる体制を整備する必要がある。

なお、アクセス時間は、単に医療機関までの搬送時間ではなく、発症から適切な医療機関で適切な治療が開始されるまでの時間として捉えるべきである。

そのためには、一定の人口規模を目安にしつつも、地理的な配置を考慮して、地理情報システム（G I S^{*}）等の結果を参考に、地理的空白地帯を埋める形で、適切な治療が可能な救命救急医療機関の整備を進める必要がある。

※ G I S (Geographic Information System)

地図に相当する地理情報のデータベースと、表示、案内、検索等の機能を一体とするコンピュータシステムのこと。当該システムの活用により、救急医療機関までのアクセス時間等を計算することが可能となる。

なお、救命救急医療を必要とする患者の発生がそれほど見込めない場合や、十分な診療体制を維持できない場合は、例えば、ヘリコプターで患者搬送を行うといった搬送手段の工夫によりアクセス時間を短縮する等して、どの地域で発生した患者についても、一定のアクセス時間内に、必要な救命救急医療を受けられる体制を構築する必要がある。

今後新たに救命救急医療施設等の整備を進める際には、前記視点に加え、一施設当たりの患者数を一定以上に維持する等して質の高い救急医療を提供することが重要である。

第2 医療機関とその連携

1 目指すべき方向

(1) 適切な病院前救護活動が可能な体制

③ メディカルコントロールによる搬送手段の選択及び適切な医療機関へ直接搬送する体制の実施

(2) 重症度・緊急救度に応じた医療が提供可能な体制

- ② 救急医療に係る資源の効率的な配置とアクセス時間を考慮した整備

2 各医療機能と連携

(1) 病院前救護活動の機能【救護】

① 目標

- ・ メディカルコントロールにより、搬送手段を選択し適切な救急医療機関へ直接搬送すること

② 関係者に求められる事項

ア 住民等

イ 消防機関の救急救命士等

- ・ 搬送手段を選定し、適切な急性期医療を担う医療機関を選定し、傷病者を速やかに搬送すること

ウ メディカルコントロール協議会等

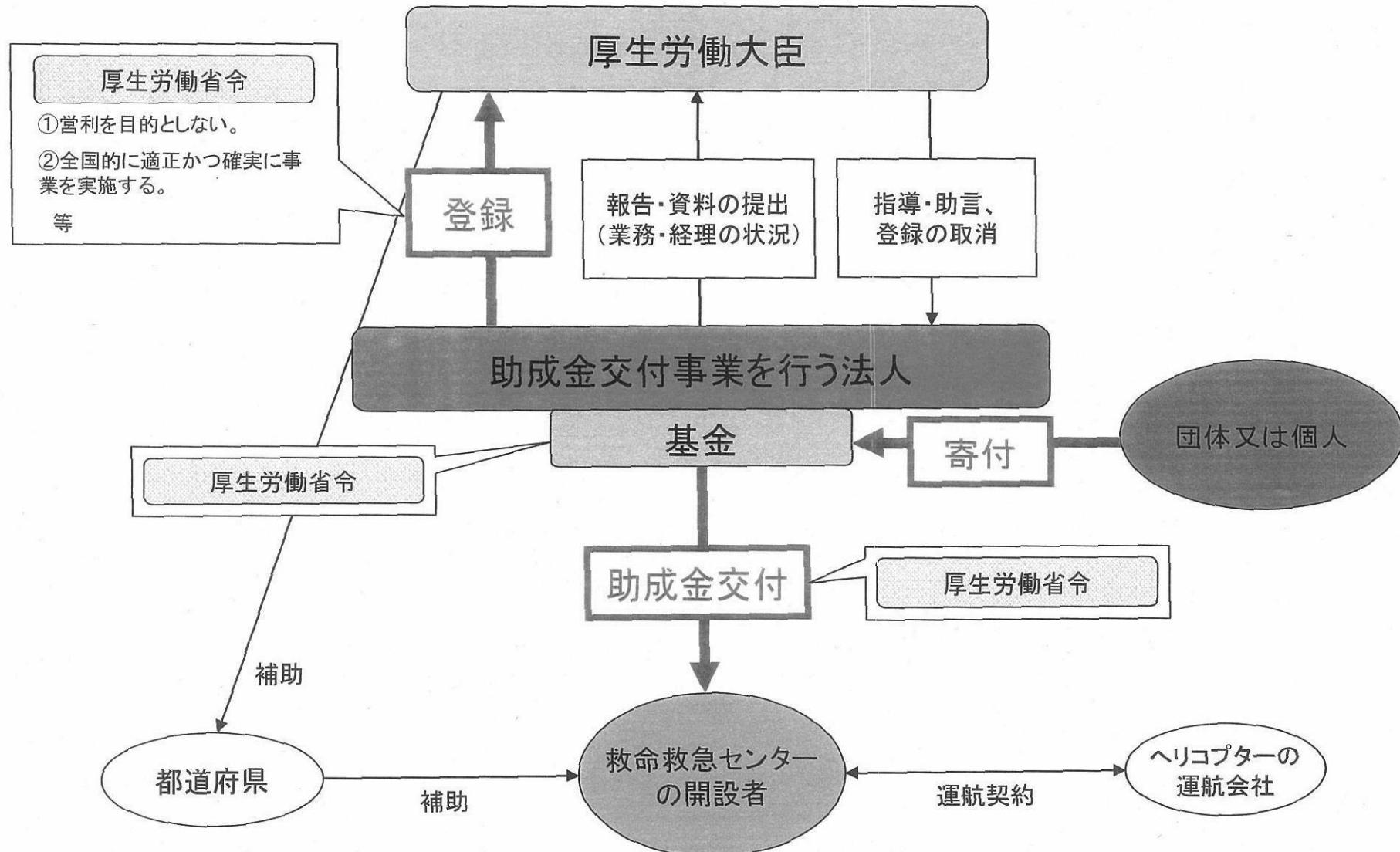
- ・ 搬送手段を選定し、適切な医療機関に搬送するためのプロトコールを策定し、事後検証等によって隨時改訂すること
- ・ ドクターカーやドクターへリ等の搬送手段の活用の適否について、地域において定期的に検討すること
- ・ ドクターへリや消防防災ヘリコプター等の活用に際しては、関係者の連携について協議する場を設け、効率的な運用を図ること

(2-1) 救命救急医療機関（第三次救急医療）の機能【救命医療】

② 医療機関に求められる事項

- ・ 必要に応じ、ドクターへリ、ドクターカーを用いた救命救急医療を提供すること

助成金交付事業制度(概念図)



助成金の交付事業を担う法人の登録制度設置に係るスケジュール

平成19年8月

12月

平成20年4月

7月



ドクターへリ導入促進事業について

概要

- 厚生労働省において平成11年度及び平成12年度に川崎医科大学付属病院高度救命救急センター（岡山県）、東海大学医学部付属病院救命救急センター（神奈川県）の全国2ヶ所で「ドクターへリ試行的事業」を実施し、これまでの実績においても救命救急医療上、顕著な成果をあげている。
- 内閣（内政審議室）に設けられた「ドクターへリ調査検討委員会」において、ドクターへリ事業の実施を強く期待する報告書（平成12年6月）がとりまとめられ、平成13年度から、救急医療体制のさらなる充実を図るため、ドクターへリ事業を全国展開している。
- 平成13年度は、岡山県（川崎医科大学附属病院）、静岡県（聖隸三方原病院）（平成18年度より県単独事業として実施）、千葉県（日本医大千葉北総病院）、愛知県（愛知医科大学附属病院）、福岡県（久留米大学病院）の5県において導入。
平成14年度は、神奈川県（東海大学病院）、和歌山県（和歌山県立医大附属病院）の2県で導入。
平成15年度は、静岡県にて2機目（順天堂大学医学部附属静岡病院）を導入。
平成17年度は、北海道（手稲済仁会病院）、長野県（佐久総合病院）の2道県で導入。
平成18年度は、長崎県で導入。
平成19年度は、埼玉県（埼玉医科大学総合医療センター）で導入。

※ 平成19年12月現在、11道県・11機にて事業を実施。

平成19年度予算額

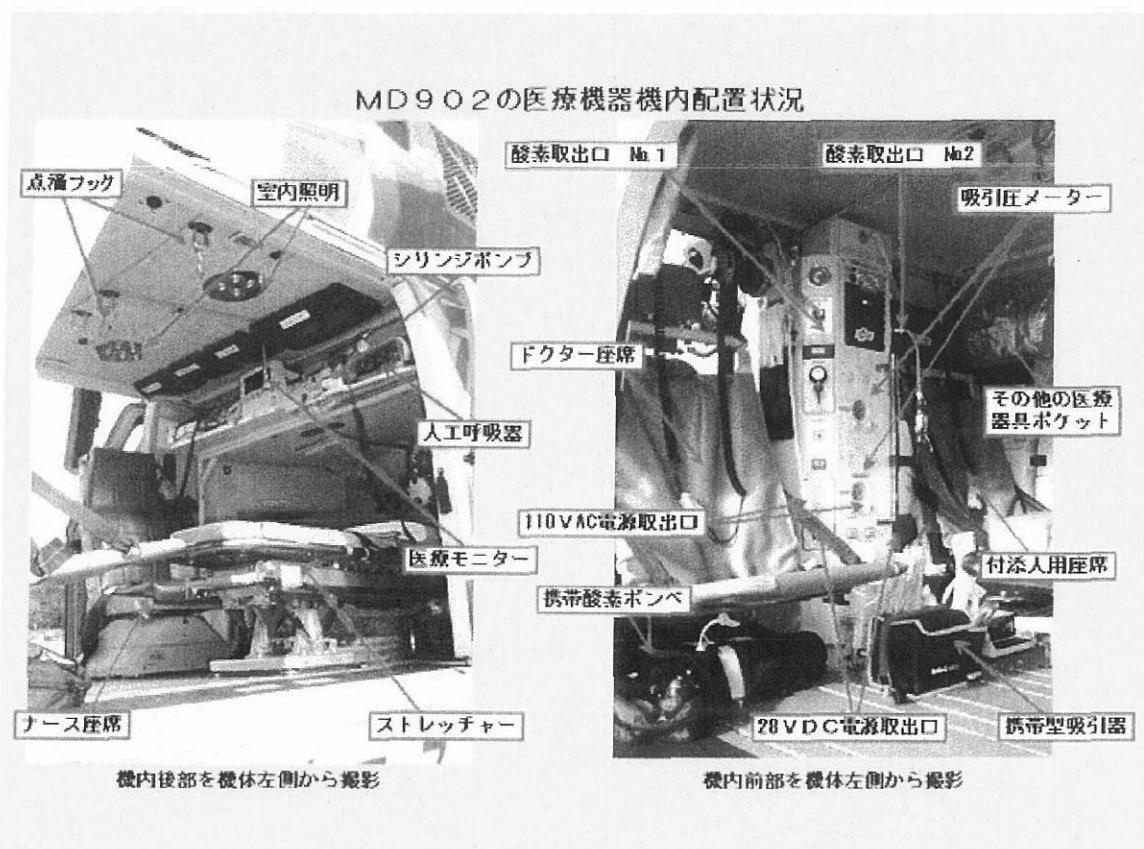
事業名	ドクターへリ導入促進事業
予算額	1,103百万円（前年度849百万円）
箇所数	13ヶ所（前年度10ヶ所）
補助率	1/2（負担割合：国1/2、都道府県1/2）
基準額	1ヶ所当たり年間約170百万円
実施主体	救命救急センター等

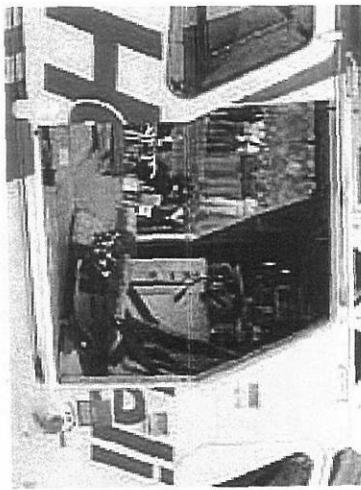
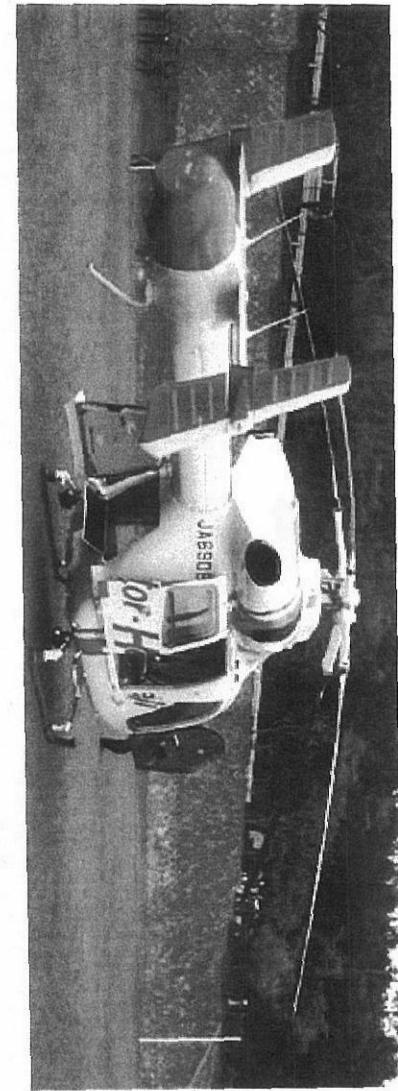
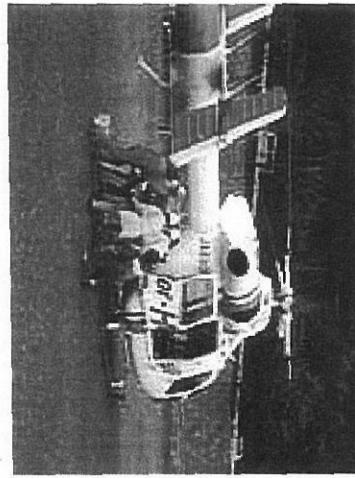
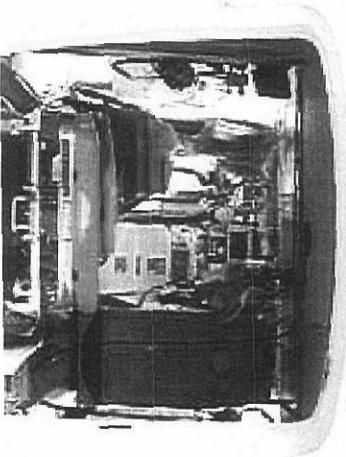
※ 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）（14,689百万円）の内数

※ 「ドクターへリ」とは、救急専用の医療機器を装備したヘリコプターを救命救急センターに常駐させ、消防機関・医療機関等からの出動要請に基づき救急医療の専門医・看護師が同乗し、救急現場等に向かい、現場から救命救急センターに搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専用ヘリコプター。

ドクターへリ導入促進事業では、民間ヘリコプター会社を活用し、委託により専用ヘリコプターを救命救急センターに常駐させる。

○ドクターヘリ





ドクターヘリ導入促進事業実施要綱

目的

救命救急センターにドクター
ヘリを委託により配備

救急患者の救命率等の向上

広域救急患者搬送体制の向上

運営方針

- ・運航調整委員会の設置(地方自治体、医師会、消防機関等)→各種調整、地域住民の理解
- ・救急医療専用ヘリコプターのほか、操縦士、整備士、運航管理者を配備
- ・同乗する医師、看護師等の確保

<出動又は搬送>

- ・消防官署又は医療機関からの要請が原則
- ・範囲は県内全域(+必要に応じて隣県)

整備基準

- ・救命救急センターに隣接するヘリポートを有していること
- ・救急医療専用ヘリコプターについての十分な見識を有していること
- ・設置地域が事業効果を発揮するところであること
- ・救命救急センターがその運営に支障を来さず、事業に協力する体制を有していること
- ・消防機関との連携が緊密であること

救急医療対策事業実施要綱

(ドクターへリ導入促進事業抜粋)

第 10 ドクターへリ導入促進事業

1. 目的

この事業は、救命救急センターにドクターへリを委託により配備し、救急患者の救命率等の向上、広域救急患者搬送体制の向上及びドクターへリの全国的導入の促進を図ることを目的とする。

2. 補助対象

都道府県の医療計画等に基づき、都道府県若しくは都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する救命救急センター又は都道府県がドクターへリを委託により都道府県の医療計画等に基づき、都道府県若しくは都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する救命救急センターに配備・連携することにより運営するもので厚生労働大臣が適当と認めるものを対象とする。

3. 運営方針

- (1) ドクターへリの運航に係る関係機関等との調整、地域住民への普及啓発等を行う運航調整委員会を設置し、本事業の実施、運営に関する必要事項に係る諸調整等を行い、ドクターへリの運行に万全を期すとともに地域住民の理解と協力が得られるよう努めなければならない。
- (2) 運航調整委員会の委員は、都道府県、市町村、地域医師会、消防、警察、国土交通、教育委員会等関係官署に所属する者、ドクターへリ運航会社及び有識者により構成するものとし、これら関係機関と密接な連携をとつて当該事業を実施するものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、救急医療専用ヘリコプター、操縦士、整備士及び運航管理者等を運航会社との委託契約により配備するものとする。
- (4) 事業の実施に当たっては、ドクターへリに同乗する医師、看護師等を確保（都道府県の委託により事業を実施する場合は配備先の救命救急センターにおいて確保）するとともに、出動及び搬送においては、必ず医師を、必要に応じて看護師を同乗させるものとする。
- (5) 出動及び搬送については、原則として消防官署又は医療機関からの要請に対して医師、操縦士等の判断のもとを行うものとする。
- (6) 出動範囲は、原則として県内全域を対象とするものとし、必要に応じて、隣県に及ぶ広域についても対象とするものとする。
- (7) 飛行中のドクターへリと救命救急センター又は救急隊等との通信手段の確保に努めなければならないものとする。
- (8) ドクターへリの運航を委託する運航会社の選定指針及び無線による通信手段を確保する場合の無線の運用指針については、別に定める。

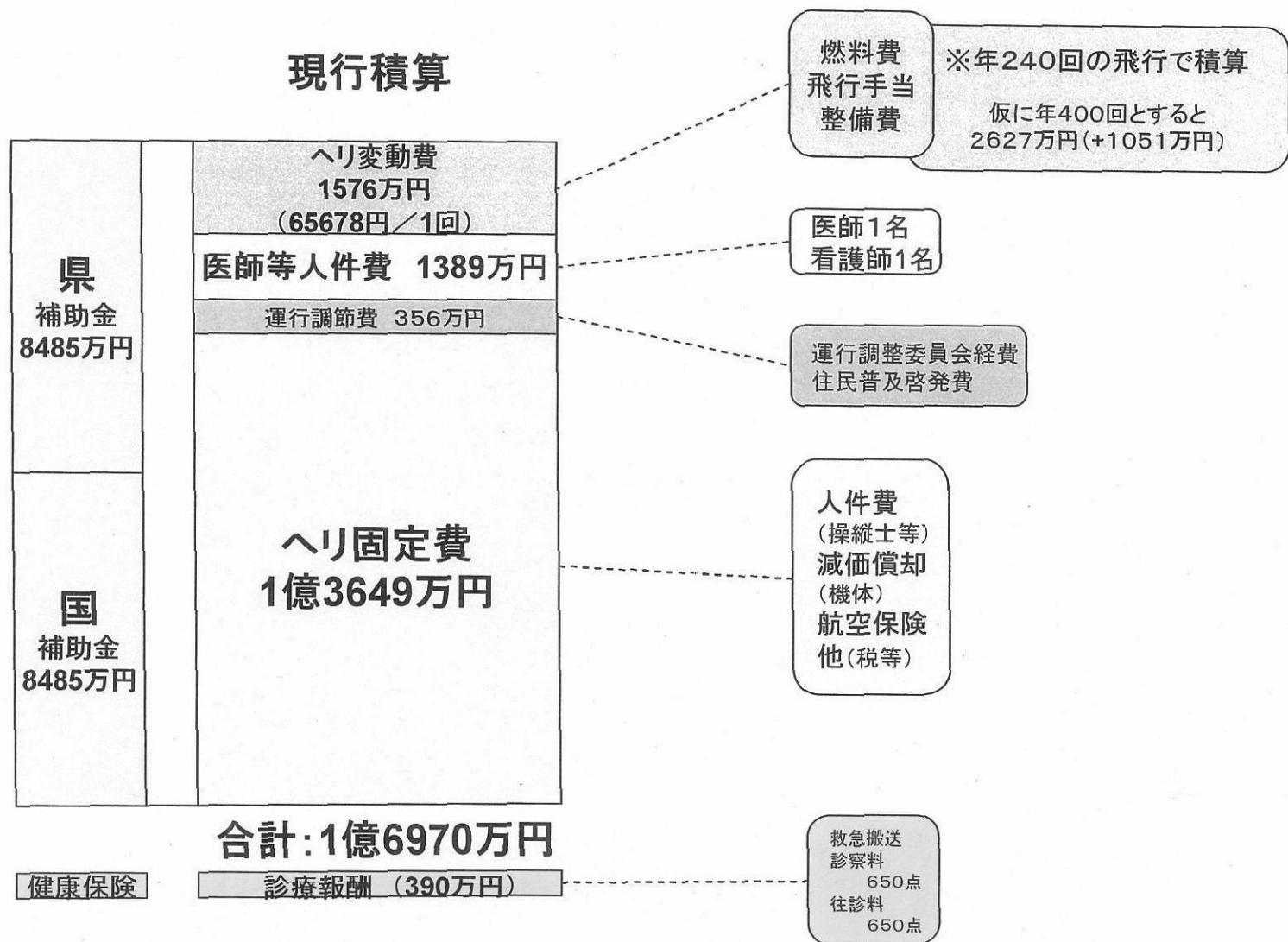
4. 整備基準（都道府県の委託により事業を実施する場合は配備先の救命救急センターについても同様の基準とする。）

- (1) 救命救急センターに隣接するヘリポートを有し、救命救急センター内までの導線及び患者移送の方法が確保されていること。
- (2) 救急医療専用ヘリコプターについて十分な見識を有すること。
- (3) 救命救急センターを設置する地域が、当該事業目的に従い十分に効果を発揮する地域であること。
- (4) 救命救急センターを運営する病院が、当該事業に対して総力を挙げて協力する体制を有すること。
- (5) 救命救急センターと消防機関等との連携が従前より緊密であること。
- (6) 救命救急センターの運営に支障を来たさないこと。

（注）「ドクターヘリ」とは、救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことのできる専用のヘリコプターのことをいう。

財源別ドクターヘリ費用内訳

(年間1機あたり)

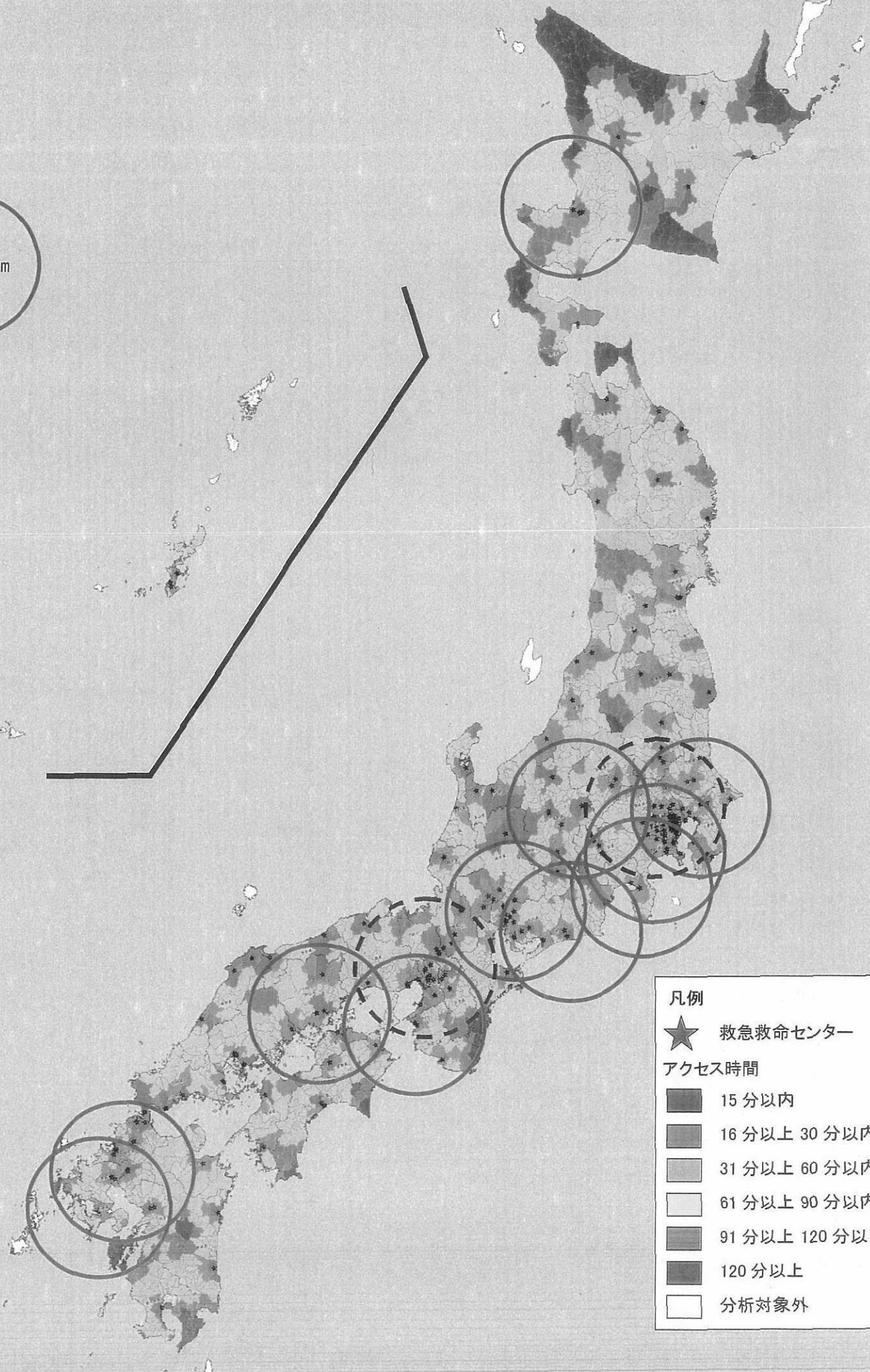


半径
50 km

凡例	
★	救急救命センター
アクセス時間	
■	15 分以内
■	16 分以上 30 分以内
■	31 分以上 60 分以内
■	61 分以上 90 分以内
■	91 分以上 120 分以内
■	120 分以上
□	分析対象外

半径 75 km

凡例	
	救急救命センター
アクセス時間	
	15 分以内
	16 分以上 30 分以内
	31 分以上 60 分以内
	61 分以上 90 分以内
	91 分以上 120 分以内
	120 分以上
	分析対象外



ドクターへリの県別・年度別搬送件数

(平成13年4月～平成14年3月) (平成14年4月～平成15年3月) (平成15年4月～平成16年3月) (平成16年4月～平成17年3月) (平成17年4月～平成18年3月) (平成18年4月～平成19年3月)

県名	搬送件数（件）	搬送件数（件）	搬送件数（件）	搬送件数（件）	搬送件数（件）	搬送件数（件）
北海道	—	—	—	—	215	333
千葉県	121	444	551	669	668	604
神奈川県	—	264	389	398	396	329
長野県	—	—	—	—	190	313
静岡県	271	513	424	843	915	737
愛知県	32	325	378	381	319	389
和歌山	—	35	265	338	341	347
岡山県	204	429	439	437	437	443
福岡県	1	129	270	299	361	306
長崎県	—	—	—	—	—	102
計	629	2,139	2,716	3,365	3,842	3,903
1県当たりの平均	125.8	305.6	388.0	480.7	426.9	390.3
1機当たりの平均	125.8	305.6	339.5	420.6	384.2	354.8

※各県ドクターへリ導入初年度においては、年度当初からの運航とは限らない（長崎県はH18.12.1より運行開始）。
※静岡県については、平成15年度より2機目を導入。

ドクターへリ導入県における広域搬送に係る体制と実施状況

(平成18年4月～平成19年3月)

県名	協定締結県	搬送件数	県外からの 搬送件数 (再掲)	県内訳	県外病院へ の搬送件数 (再掲)	県内訳	離島からの 搬送件数 (再掲)	離島内訳
北海道	無	333	0		0		0	
千葉県	茨城県	604	49	茨城49	36	茨城22 東京13 神奈川1	0	
神奈川県	山梨県	329	39	山梨39	6	山梨6	0	
長野県	無	313	2	群馬2	3	愛知1 栃木1 東京1	0	
静岡県	無	737	34	神奈川1 愛知33	55	神奈川26 愛知29	1	初島1
愛知県	無	389	9	岐阜6 三重1 静岡2	9	岐阜6 三重1 静岡2	1	佐久島1
和歌山	三重県及び奈良県	347	10	三重8 奈良2	0		0	
岡山県	無	443	21	広島10 兵庫1 香川6 愛媛3 鳥取1	3	広島3	6	直島3 小豆島3
福岡県	佐賀県及び大分県	306	50	佐賀37 大分12 長崎1	1	大分1	0	
長崎県	無	102	0		6	山口1 福岡5	35	五島12 上五島7 壹岐8 対馬8
計		3903	214 5.5%		119 3.0%		43	

※長崎県はH18.12.1より運行開始

離島からのヘリコプター搬送（医師等添乗）の状況

ヘリコプター等添乗医師等確保事業（昭和62年度創設）

離島、山村等において発生した重傷救急患者をヘリコプター等により搬送する際、地方公共団体等の要請により、機内において早期に必要な救急処置を行うため添乗する医師等を確保する。

予算額 2百万円
 補助率 1／3 (国1／3、県1／3、市1／3)
 基準額 8,190円 (添乗者1人当たり生命保険料：死亡補償額2億円)

注) ドクターヘリ以外のもの（消防防災ヘリ、海上保安庁ヘリ、自衛隊ヘリ等）による。

(平成18年4月～平成19年3月)

県名	搬送件数	離島からの搬送件数(再掲)	離島別内訳
北海道	120	29	奥尻島15、天売島1、焼尻島2、利尻島10、礼文島1
群馬県	17	0	—
東京都	244	244	大島町81、利島村2、新島村31、神津島村33、三宅村44、御蔵島村1、八丈町29、青ヶ島村2、小笠原村21
広島県	39	11	大崎上島6、大崎下島2、豊島3
山口県	4	4	見島4
長崎県	190	190	五島63、上五島42、壱岐27、対馬46、小値賀7、宇久5 うち県外医療機関への搬送（壱岐→福岡県2）
熊本県	198	0	—
鹿児島県	157	157	奄美大島15、喜界島14、徳之島30、沖永良部島15、与論島13、種子島17、屋久島23、甑島11、三島7、十島12
沖縄県	273	273	伊平屋島20、伊是名島9、粟国島8、渡名喜島5、渡嘉敷島7、座間味・阿嘉島9、久米島45、北大東島13、南大東島16、宮古島41、石垣島18、西表島18、黒島2、波照間島10、小浜島6、新城島1、鳩間島3、与那国島19、多良間島16、宮古郡島7
計	1,242	908	—

※ 長崎県はH18.12.1より運行開始

ドクターヘリ事業 基本データ

(平成 15 年 7 地区におけるデータ)

図1 ヘリ搬送の出動形態
2827件

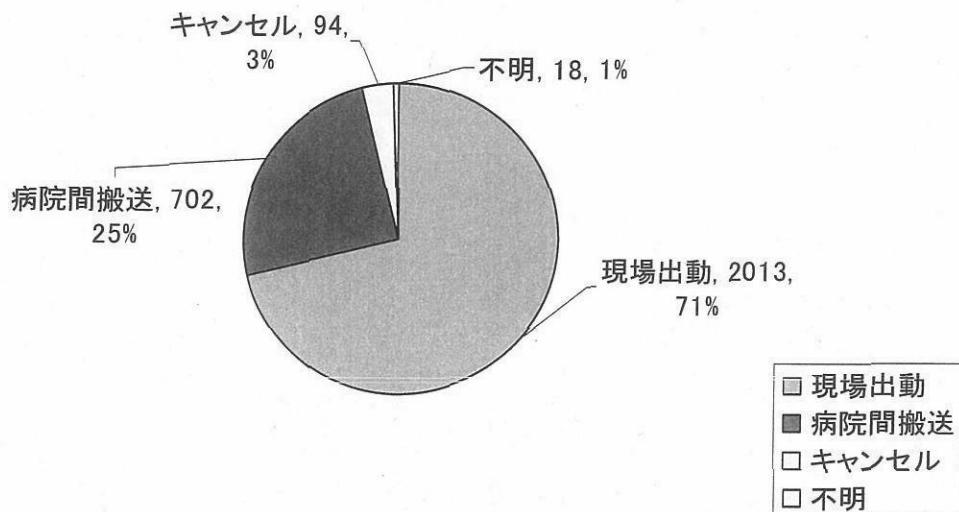


図2 ヘリ搬送例の疾患分類
総数 2009例

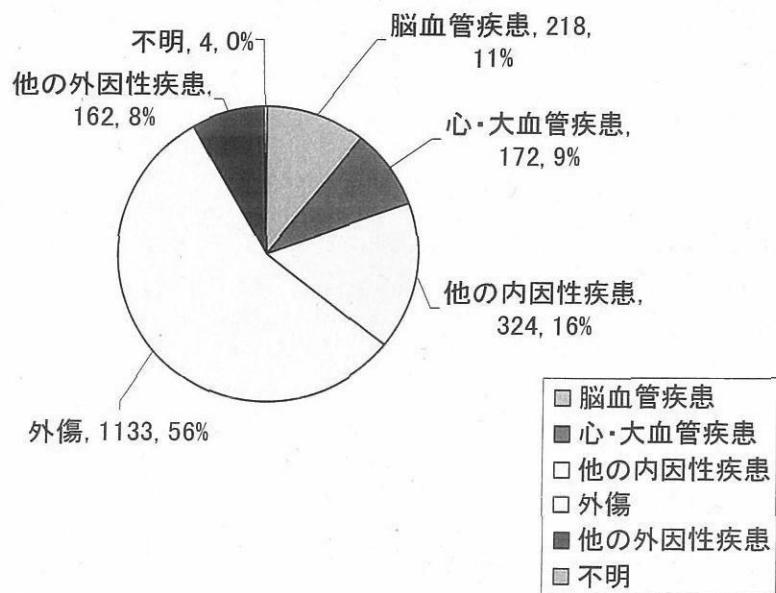
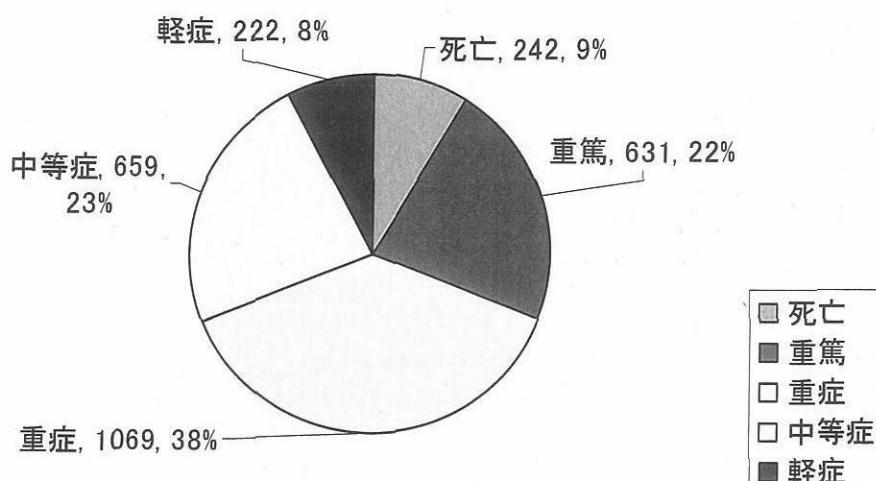


図3 ヘリ搬送の重傷度
総数 2823例



愛知医科大学附属病院
久留米大学高度救命救急センター
聖隸三方原病院救命救急センター
川崎医科大学附属病院
東海大学医学部付属病院
日本医科大学付属千葉北総病院
和歌山県立医科大学付属病院

平成 16 年度厚生労働科学研究費補助金（医療技術評価総合研究事業）
新たな救急医療施設のあり方と病院前救護体制の評価に関する研究
(主任研究者 小濱 啓次)
分担研究 ドクターヘリの実態と評価に関する研究 より

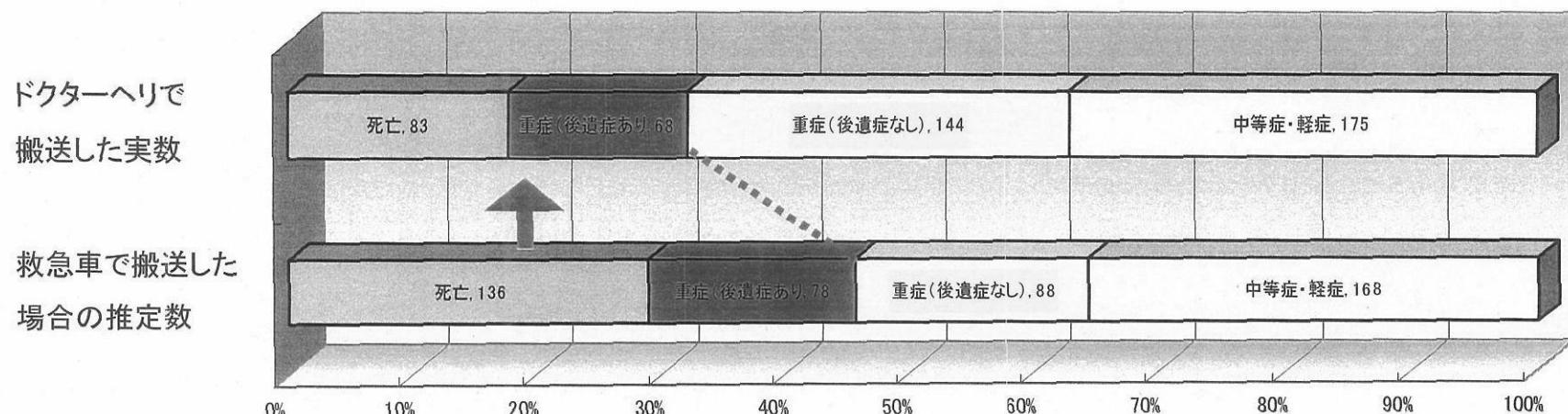
ドクターヘリによる実転帰と救急車による推定転帰の比較

平成18年「ドクターヘリの実態と評価に関する研究」分担研究者 益子邦洋

(厚労科学研究費補助金 新たな救急医療施設のあり方と病院前救護体制の評価に関する研究)

- ※ 実際にドクターヘリで搬送された交通事故による外傷症例の実際の予後と、仮に救急車で搬送したとして研究者の主觀によって推定される予後を比較したもの。(データは平成14年度のもの。)
- ※ 当時ドクヘリを運用していた7県で実際に搬送された474名のデータを使用。
(千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、和歌山県、岡山県、福岡県)

	ドクターヘリ搬送した 実数	救急車であった場合 推定数	ヘリの効果 (推定)	効果 (%)
死亡	83名	136名	↓50名	39%減
重症・後遺症 あり	68	78	↓10	13%減
重症・後遺症 なし	144	88	↑56	63%増
中等症・軽症	175	168	↑7	4%増



ドクターへリによる治療開始時間の短縮効果等

【第4研究 ドクターへリによる交通事故死／重慶後遺症の削減効果】

1. 対象・方法

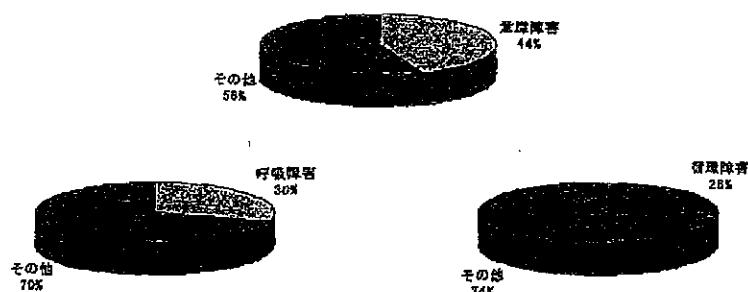
ドクターへリ事業を実施している千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、和歌山県、岡山県、福岡県のドクターへリで平成14年度にヘリコプター搬送された交通事故負傷者を対象とした調査分析を行った。総症例数は474例、平均年齢は44.8歳、男女比は7対3、交通事故種別は自動車事故240例(51%)、オートバイ事故111例(23%)、歩行者事故56例(12%)、自転車事故47例(10%)、その他20例(4%)であった。

2. 結 果

現場の状態では、意識障害が44%、呼吸障害が30%、循環障害が26%に認められた(図1)。

図1

意識障害、呼吸障害、循環障害の合併率



ドクターへリの要請から医師が治療を開始するまでの時間は、最短11.3分、最長17.7分、平均14.0分であった。また、従来の救急車搬送と比較した場合の治療開始時間の短縮効果は最少19分、最大32.2分、平均27.2分であった。搭乗医師により実施された医療処置では静脈路の確保と輸液が最も多く407例(85.9%)を占めた。次いで薬剤投与99例(20.9%)、気管挿管86例(18.1%)であり、この3種類の処置が医療処置全体に占める割合は80.2%であった(図2)。

(出典：平成17年度厚生労働科学研究・分担研究「ドクターへリの実態と評価に関する研究」(分担研究者 益子邦洋)

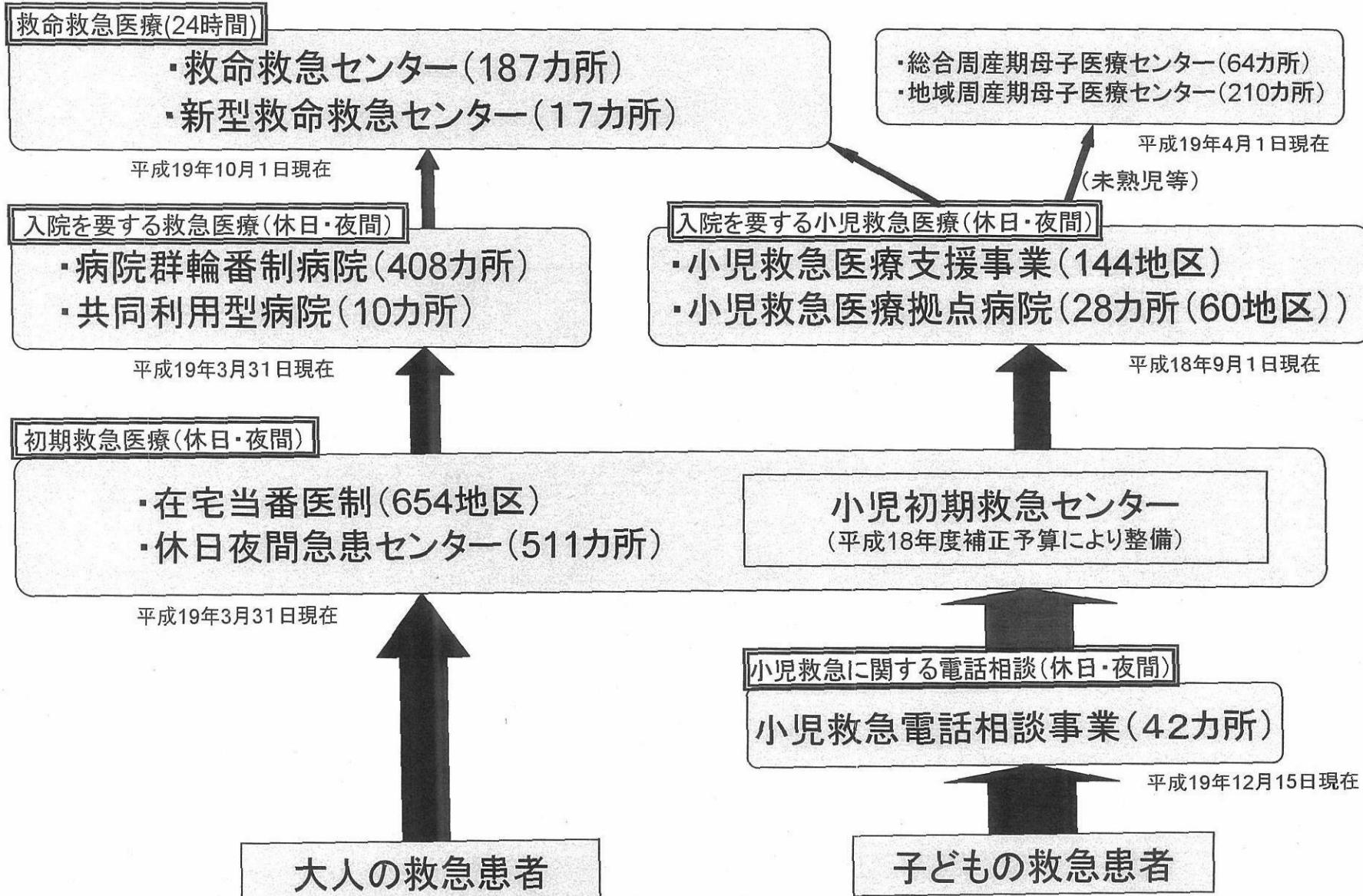
ドクターヘリ等導入における国際比較

平成18年9月14日厚生労働省医政局指導課

国	アメリカ合衆国	ドイツ	フランス	スイス連邦	オーストラリア連邦
制度開始時期	1972年	1970年	1983年	1952年	1928年
ヘリ搬送主体	病院、民間事業者、非営利団体、州、消防、警察	民間非営利団体（自動車連盟等）、公的機関	救急医療庁（SAMU）	民間非営利団体（REGA：スイス航空救助隊）	民間非営利団体（RFDS）、ニューサウスウェールズ州
搬送体制	<ul style="list-style-type: none"> ・主として24時間体制 ・各搬送主体が有するプログラムに従いヘリが派遣される。 ・看護師、救急救命士が添乗 ・医師が添乗 	<ul style="list-style-type: none"> ・主として昼間の運航 ・州政府又は関係団体が運営するコータイネットワークセンターへの要請を受け、必要に応じヘリの出動が行われる。 ・医師が添乗 	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間のみの運航 ・全国共通番号から救急医療庁への要請を受け、必要に応じヘリの出動が行われる。 ・医師が添乗 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間体制 ・国内外から緊急電話番号によるREGAコントロールセンターへの要請を受け出動。 ・医師が添乗 	<ul style="list-style-type: none"> (RFDS) ・24時間体制。無線連絡 ・医師が添乗（NSW州） ・200km又は飛行時間1時間程度のものに適用 ・必要に応じ医師が添乗
拠点数	546箇所（2004年） (病院227、空港244等)	64箇所（2005年）	36箇所（1995年）	13箇所（2005年）	(RFDS) 22箇所（2005年） (NSW州) 9箇所（2004年）
利用料	有料	無料	無料	有料	(RFDS) 無料、(NSW州) 有料
財源・費用負担	・搬送主体によって多様な形態 (公的機関の場合は公費、民間事業者の場合は民間保険等)	<ul style="list-style-type: none"> ・主として公的医療保険及び民間医療保険を財源 ・救急搬送サービスを給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定費用については国費負担、運航費用については病院、自治体、寄付により賄う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・REGA会費と寄付が中心。 ・運航費用については、サービスを受けると費用が利用者に請求される。 	<ul style="list-style-type: none"> (RFDS) ・公費、寄付、基金が中心。（NSW州） ・民間事業者と契約
保険	<ul style="list-style-type: none"> ・民間医療保険 ・公的医療保険（州、市、市町村等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の搬送主体が加入している公的保険や民間保険により固定費を含む全てのヘリコプター経費を賄う。 	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が被保険者の場合、運航費用にかかる請求に対し、民間を含めた医療保険から支払われる。 	

(出典)「独・瑞・米における救急ヘリの運用実態」(HEM-Net)、「アメリカのヘリコプター救急とメリーランド州警察の救急体制」(HEM-Net)、「欧洲ヘリコプター救急の現状と日本のあり方」(HEM-Net)、「アメリカの救急制度と航空救急」((財)自治体国際化協会)、「オーストラリアにおける航空機を活用した地域サービス」((財)自治体国際化協会)、「フランスの航空救急システム」(航空情報 1997年10月号:西川涉)、RFDSホームページ

救急医療体系図



救命救急センター設置状況一覧

都道府県	区分	D H	施設名	開設年月日	設置者	所在地	電話番号
北海道	◎新 新	○	旭川赤十字病院	S53.7.10	日赤	旭川市曙1条1丁目1-1	0166-22-8111
			独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	S58.3.1	国立病院機構	札幌市白石区菊水4条2丁目3-54	011-811-9111
			市立函館病院	S56.4.1	函館市	函館市港町1丁目10番地1	0138-43-2000
			市立釧路総合病院	S59.4.1	釧路市	釧路市春湖台1-12	0154-41-6121
			総合病院北見赤十字病院	H4.4.1	日赤	北見市北6条東2丁目1番地	0157-24-3115
			市立札幌病院	H5.4.1	札幌市	札幌市中央区北11条西13丁目	011-726-2211
			帯広厚生病院	H11.5.6	厚生連	帯広市西6条南8丁目1番地	0155-24-4161
			札幌医科大学医学部附属病院	H14.4.1	北海道	札幌市中央区南1条西16丁目	011-611-2111
			日鋼記念病院	H17.2.1	医療法人社団	室蘭市新富町1丁目5番地13号	0143-24-1331
			手稻渓仁会病院	H17.3.25	医療法人	札幌市手稻区前田一条12-1-40	011-681-8111
青森県			青森県立中央病院	S56.9.25	青森県	青森市東造道2-1-1	0177-26-8121
			八戸市立市民病院	H9.9.1	八戸市	八戸市大字田向字毘沙門平1番地	0178-72-5111
岩手県	◎	○	岩手医科大学附属病院	S55.11.1	学校法人	盛岡市内丸19-1	019-651-5111
			岩手県立久慈病院	H10.3.1	岩手県	久慈市旭町10-1	0194-53-6131
			岩手県立大船渡病院	H10.8.1	岩手県	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	0192-26-1111
宮城県	◎	○	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	S53.4.1	国立病院機構	仙台市宮城野区宮城野2-8-8	022-293-1111
			仙台市立病院	H3.4.24	仙台市	仙台市若林区清水小路3-1	022-266-7111
			大崎市民病院	H6.7.1	大崎市	大崎市古川千手寺町2-3-10	0229-23-3311
			東北大学病院	H18.10.1	国立大学法人	仙台市青葉区星陵町1-1	022-217-7000
秋田県			秋田赤十字病院	H10.7.1	日赤	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	018-829-5000
山形県			山形県立中央病院	H13.5.1	山形県	山形市青柳1800	023-685-2626
			公立置賜総合病院	H12.11.1	事務組合	東置賜郡川西町大字西大塚2000	0238-46-5000
福島県			いわき市立総合医城共立病院	S55.4.1	いわき市	いわき市内郷御厩町久世原16	0246-26-3177
			財団法人太田綜合病院附属太田西ノ内病院	H1.9.23	財団法人	郡山市西ノ内2-5-20	0249-25-1188
			会津中央病院	S61.10.1	財団法人	会津若松市鶴賀町1-1	0242-25-1515
茨城県			独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター	S56.4.2	国立病院機構	東茨城郡茨城町桜の郷280番地	029-240-7711
			筑波メディカルセンター病院	S60.2.16	財團法人	つくば市市天久保1-3-1	0298-51-3511
			総合病院土浦協同病院	H2.4.12	厚生連	土浦市真鍋新町11-7	0298-23-3111
			茨城西南医療センター病院	H12.4.1	厚生連	猿島郡境町2190	0280-87-8111
栃木県			済生会宇都宮病院	S56.5.11	済生会	宇都宮市竹林町911-1	028-626-5500
			足利赤十字病院	H8.11.1	日赤	足利市本城3-2100	0284-21-0121
			大田原赤十字病院	H10.6.1	日赤	大田原市住吉町2丁目7番3号	0287-23-1122
			獨協医科大学病院	H14.4.1	学校法人	下都賀郡壬生町大字北小林880	0282-86-1111
			自治医科大学附属病院	H14.9.1	学校法人	河内郡南河内町薬師寺3311-1	0285-44-2111
群馬県	◎	○	独立行政法人国立病院機構 高崎病院	S58.2.1	国立病院機構	高崎市高松町36	027-322-5901
			前橋赤十字病院	H11.4.1	日赤	前橋市朝日町3-21-36	0272-24-4585
埼玉県	◎	○	さいたま赤十字病院	S55.7.17	日赤	さいたま市中央区上落合8-3-33	048-852-1111
			埼玉医科大学総合医療センター	S62.4.1	学校法人	川越市鴨田1981	049-228-3400
			深谷赤十字病院	H4.4.20	日赤	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
			防衛医科大学校病院	H4.9.1	防衛省	所沢市並木3-2	042-995-1511
			川口市立医療センター	H6.5.1	川口市	川口市西新井宿180	048-287-2525
			獨協医科大学越谷病院	H10.5.11	学校法人	越谷市南越谷2丁目1番50号	048-965-1111
千葉県	◎	○	千葉県救急医療センター	S55.4.23	千葉県	千葉市美浜区磯辺3-32-1	043-279-2211
			総合病院国保旭中央病院	S56.2.16	旭市	旭市イの1326	0479-63-8111
			国保直営総合病院君津中央病院	S59.3.31	事務組合	木更津市桜井1010	0438-36-1071
			亀田総合病院	S60.3.1	医療法人	鴨川市東町929	0470-92-2211
			国保松戸市立病院	S60.4.1	松戸市	松戸市上本郷4005	047-363-2171
			成田赤十字病院	S61.4.1	日赤	成田市飯田町90-1	0476-22-2311
			船橋市立医療センター	H6.5.13	船橋市	船橋市金杉1-21-1	047-438-3321
			○日本医科大学千葉北総病院	H11.4.1	学校法人	印旛郡印旛村鎌苅1715	0476-99-1111
			順天堂大学医学部附属順天堂浦安病院	H17.7.1	学校法人	浦安市富岡2丁目1-1	047-353-3111
東京都	◎	○	日本医科大学付属病院	S52.1.1	学校法人	文京区千駄木1-1-5	03-382-2131
			独立行政法人国立病院機構 東京医療センター	S51.4.1	国立病院機構	目黒区東が丘2-5-1	03-3411-0111
			東邦大学医療センター大森病院	S53.4.1	学校法人	大田区大森西6-11-1	03-3762-4151
			杏林大学医学部付属病院	S54.10.1	学校法人	三鷹市新川6-20-2	0422-47-5511
			都立広尾病院	S55.10.1	東京都	渋谷区恵比寿2-34-10	03-3444-1181
			東京医科大学八王子医療センター	S55.6.1	学校法人	八王子市市館町1163	042-665-5611
			武蔵野赤十字病院	S50.4.1	日赤	武蔵野市境南町1-26-1	0422-32-3111
			帝京大学医学部附属病院	S56.12.1	学校法人	板橋区加賀2-11-1	03-3964-1211
			日本医科大学多摩永山病院	S58.3.1	学校法人	多摩市永山1-7-1	0423-71-2111
			都立墨東病院	S60.11.1	東京都	墨田区江東橋4-23-15	03-3633-6151
			東京女子医科大学病院	H1.4.1	学校法人	新宿区河田町8-1	03-3353-8111
			都立府中病院	H2.8.1	東京都	府中市武蔵台2-9-2	0423-23-5111
			駿河台日本大学病院	H3.4.1	学校法人	千代田区神田駿河台1-8-13	03-3293-1711
			日本大学医学部附属板橋病院	H3.11.1	学校法人	板橋区大谷口上町30-1	03-3972-8111
			公立昭和病院	H5.4.1	事務組合	小平市天神町2-450	0424-61-0052
			独立行政法人国立病院機構 災害医療センター	H7.7.1	国立病院機構	立川市緑町3256	0425-26-5511
			東京医科大学病院	H5.4.1	学校法人	新宿区西新宿6-7-1	03-3342-6111
			昭和大学病院	H11.9.1	学校法人	品川区旗の台1-5-8	03-3784-8000
			東京女子医科大学東医療センター	H10.6.1	学校法人	荒川区西尾久2-1-10	03-3810-1111
			聖路加国際病院	H9.9.16	財團法人	中央区明石町9-1	03-3541-5151
			青梅市立総合病院	H12.6.1	青梅市	青梅市東青梅4-16-5	0428-22-3191

都道府県	区分	D H	施設名	開設年月日	設置者	所在地	電話番号
			東京医科大学医学部附属病院	H19.4.1	国立大学法人	文京区湯島1-5-45	03-3813-6111
神奈川県	◎	○	聖マリアンナ医科大学病院	S55.7.1	学校法人	川崎市宮前区菅生2-16-1	044-977-8111
			独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	S57.8.2	立病院機構	横浜市戸塚区原宿町3-60-2	045-851-2621
		○	北里大学病院	S58.3.1	学校法人	相模原市北里1-15-1	0427-78-8111
			東海大学医学部付属病院	S59.3.31	学校法人	伊勢原市下糟屋143	0463-93-1121
			昭和大学藤が丘病院	S60.3.30	学校法人	横浜市青葉区藤が丘1-30	045-971-1151
	新	新	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	S62.5.25	学校法人	横浜市旭区矢指町1197-1	045-366-1111
			横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター	H2.1.16	横浜市	横浜市南区浦舟町4-57	045-261-5656
			国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院	H17.7.1	国共済	横須賀市米が浜通16-1	0468-22-2710
			川崎市立川崎病院	H18.4.1	川崎市	川崎市川崎区新川通12-1	044-233-5521
			日本医科大学武蔵小杉病院	H18.4.1	学校法人	川崎市中原区小杉町1丁目396	044-733-5181
新潟県	新	藤沢市民病院	H18.12.1	藤沢市	藤沢市藤沢2-6-1	0446-25-3111	
		済生会横浜市東部病院	H19.9.1	済生会	横浜市鶴見区下末吉3-6-1	045-576-3000	
新潟県	新	長岡赤十字病院	H9.9.1	日赤	長岡市千秋2-297-1	0258-28-3600	
		新潟市民病院	S62.4.20	新潟市	新潟市紫竹山2-6-1	025-241-5151	
		新潟県立中央病院	H9.8.1	新潟県	上越市新南町205	025-522-7711	
		新潟県立新発田病院	H18.11.1	新潟県	新発田市本町1-2-8	0254-22-3121	
富山県	新	富山県立中央病院	S54.8.1	富山县	富山市西長江2-2-78	076-424-1531	
		富山県厚生農業組合連合会 高岡病院	H9.4.1	厚生連	高岡市永楽町5-10	0766-21-3930	
石川県	新	石川県立中央病院	S52.12.1	石川県	金沢市鞍月東2-1	076-237-8211	
		公立能登総合病院	H12.5.1	事務組合	七尾市藤橋町ア部6-4	0767-52-6611	
福井県	新	福井県立病院	S58.4.11	福井県	福井市四ツ井2-8-1	0776-54-5151	
		公立小浜病院	H19.10.1	事務組合	小浜市大手町2-2	0770-52-0990	
山梨県	新	山梨県立中央病院	S51.11.1	山梨県	甲府市富士見1-1-1	055-253-7111	
		昭和伊南総合病院	S54.4.1	事務組合	駒ヶ根市赤穂3230	0265-82-2121	
長野県	新	長野赤十字病院	S56.10.1	日赤	長野市大字若里5-22-1	0262-26-4131	
		佐久総合病院	S58.10.1	厚生連	佐久市臼田197	0267-82-3131	
		慈泉会相澤病院	H17.4.1	特定医療法人	松本市本庄2-5-1	0263-33-8600	
		信州大学医学部附属病院	H17.10.1	立大学法人	松本市旭3-1-1	0263-35-4600	
		諏訪赤十字病院	H18.10.1	日赤	諏訪市湖岸通り5-11-50	0266-52-6111	
岐阜県	新	飯田市立病院	H18.10.1	飯田市	飯田市八幡町438	0265-21-1255	
		岐阜県総合医療センター	S58.11.1	岐阜県	岐阜市野一色4-6-1	058-246-1111	
		岐阜県立多治見病院	H2.11.1	岐阜県	多治見市前畠町5-161	0572-22-5311	
		総合病院高山赤十字病院	H4.12.1	日赤	高山市天満町3-11	0577-32-1111	
		大垣市民病院	H6.10.1	大垣市	大垣市南頬町4-86	0584-81-3341	
静岡県	新	岐阜県厚生農業組合連合会 中濃厚生病院	H12.8.1	厚生連	関市若草通5-1	0575-22-2211	
		岐阜大学医学部附属病院	H16.11.1	立大学法人	岐阜市柳戸1-1	058-230-6000	
		静岡済生会総合病院	S55.7.1	済生会	静岡市駿河区小庭1-1-1	054-285-6171	
		順天堂大学医学部附属静岡病院	S56.11.1	学校法人	伊豆の国市長岡1129	055-948-3111	
		県西部浜松医療センター	S57.10.15	浜松市	浜松市富塚町328	053-453-7111	
愛知県	新	静岡赤十字病院	H4.5.11	日赤	静岡市葵区追手町8-2	054-253-8381	
		聖隸三方原病院	H13.9.17	社会福祉法人	浜松市三方原町3453	053-436-1251	
		沼津市立病院	H16.4.14	沼津市	沼津市東椎路字春の木550	055-924-5100	
		名古屋掖済会病院	S53.5.23	社団法人	名古屋市中川区松年町4-66	052-652-7711	
		独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	S54.6.10	立病院機構	名古屋市中区三の丸4-1-1	052-951-1111	
愛知県	新	愛知医科大学附属病院	S54.7.1	学校法人	愛知郡長久手町大字岩作雁又21	0561-62-3311	
		藤田保健衛生大学病院	S54.4.5	学校法人	豊明市沓掛町田楽ケ窪1-98	0562-93-2122	
		岡崎市民病院	S57.3.1	岡崎市	岡崎市高隆寺町字五所合3-1	0564-21-8111	
		豊橋市民病院	H8.5.4	豊橋市	豊橋市青竹町字八間西50	0532-33-6280	
		名古屋第二赤十字病院	S59.4.1	日赤	名古屋市昭和区妙見町2-9	052-832-1121	
		小牧市民病院	H3.4.1	小牧市	小牧市常普請1-20	0568-76-4131	
		愛知県厚生農業組合連合会 安城更生病院	H14.5.1	厚生連	安城市安城町東広畔28	0566-75-2111	
		社会保険中京病院	H15.4.1	社団法人	名古屋市南区三条1-1-10	052-691-7151	
		名古屋第一赤十字病院	H15.5.1	日赤	名古屋市中村区道下町3-15	052-481-5111	
		半田市立半田病院	H17.2.1	半田市	半田市東洋町2-2-9	0569-22-9881	
三重県	新	山田赤十字病院	S60.4.8	日赤	伊勢市御園町高向810	0596-28-2171	
		三重県立総合医療センター	H6.10.1	三重県	四日市市大字日永5450-132	0593-45-2321	
滋賀県	新	大津赤十字病院	S57.3.24	日赤	大津市長等1-1-35	077-522-4131	
		長浜赤十字病院	S58.2.15	日赤	長浜市宮前町14-7	0749-63-2111	
		済生会滋賀県病院	H8.4.1	済生会	栗東市大橋2-4-1	077-552-1221	
		近江八幡市立総合医療センター	H18.10.1	近江八幡市	近江八幡市土田町1379	0778-33-3151	
京都府	新	京都第二赤十字病院	S53.1.21	日赤	京都市上京区笠座通丸太町上る	075-231-5171	
		独立行政法人国立病院機構 京都医療センター	S59.3.24	立病院機構	京都市伏見区深草向畠町1-1	075-641-9161	
		京都第一赤十字病院	H9.11.10	日赤	京都市東山区本町15丁目749	075-561-1121	
大阪府	新	大阪府立急性期・総合医療センター	S52.4.1	大阪府	大阪市住吉区万代東3-1-56	06-6692-1201	
		関西医科大学附属滝井病院	S54.3.1	学校法人	守口市文園町10-15	06-6992-1001	
		大阪府済生会千里病院	H18.4.1	済生会	吹田市津雲台1-1 D5	06-6871-0121	
		独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	S56.1.10	立病院機構	大阪市中央区法円坂2-1-14	06-6942-1331	
		近畿大学医学部附属病院	S57.6.14	学校法人	大阪狭山市大野東377-2	072-366-0221	
		大阪府三島救命救急センター	S60.11.1	財団法人	高槻市南芥川町11-1	072-683-9911	
		大阪市立総合医療センター	H5.12.1	大阪市	大阪市都島区都島本通2-13-22	06-6929-1221	
		大阪府立泉州救命救急センター	H6.10.3	大阪市	泉佐野市りんくう往来北2-24	072-464-9911	
		大阪府立中河内救命救急センター	H10.5.6	大阪市	東大阪市西岩田3-4-13	06-6785-6165	
		大阪大学医学部附属病院	H12.4.1	立大学法人	大阪府吹田市山田丘2-15	06-6879-5111	

都道府県	区分	D H	施設名	開設年月日	設置者	所在地	電話番号
兵庫県	◎		神戸市立中央市民病院 兵庫医科大学病院 兵庫県立姫路循環器病センター 公立豊岡病院 兵庫県災害医療センター	S52.1.1 S55.4.1 S56.9.29 S57.11.1 H15.8.1	神戸市立学校法人 兵庫県事務組合 兵庫県	神戸市中央区港島中町4-6 西宮市武庫川町1-1 姫路市西庄甲520 豊岡市戸牧1094 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1	078-302-4321 0798-45-6111 079-293-3131 0796-22-6111 078-241-3131
奈良県	◎		奈良県立奈良病院 奈良県立医科大学附属病院 近畿大学医学部奈良病院	S57.9.24 H9.4.1 H15.4.1	奈良県立学校法人	奈良市平松1-30-1 橿原市四条町840 生駒市乙田町1248-1	0742-46-6001 0744-22-3051 0743-77-0880
和歌山県	新	○	日本赤十字社和歌山医療センター 和歌山県立医科大学附属病院 独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	S61.5.6 H12.6.1 H18.4.1	和歌山県立病院機構	和歌山市小松原通4-20 和歌山市紀三井寺811-1 田辺市たきない町27番1号	073-422-4171 073-447-2300 0739-26-7050
鳥取県	新		鳥取県立中央病院 鳥取大学医学部附属病院	S55.9.16 H16.10.1	鳥取県立大学法人	鳥取市江津730 米子市西町36-1	0857-26-2271 0859-33-1111
島根県	新		島根県立中央病院 松江赤十字病院 独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	S55.1.1 H16.4.1 H17.4.1	島根県立病院機構	出雲市姫原4-1-1 赤松江市母衣町200 浜田市里川町3748	0853-22-5111 0852-24-2111 0855-22-2300
岡山県	◎	○	川崎医科大学附属病院 岡山赤十字病院 津山中央病院	S54.1.1 S58.4.1 H11.12.19	川崎医科大学法人 赤岡山市青江2-1-1 津山市川崎1756	倉敷市松島577 岡山市青江2-1-1 津山市川崎1756	086-462-1111 086-222-8811 0868-21-8111
広島県	◎		広島市立広島市民病院 独立行政法人国立病院機構 呉医療センター 県立広島病院 広島大学病院 福山市民病院	S52.7.1 S54.10.1 H8.5.1 H17.4.1 H17.4.1	広島市立病院機構 広島市立大学法人 福山市	広島市中区基町7-33 呉市青山町3-1 広島市南区宇品神田1-5-54 広島市南区霞1-2-3 福山市蔵王町5-23-1	082-221-2291 0823-22-3111 082-254-1818 082-257-5555 084-941-5151
山口県	◎		独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター 山口県立総合医療センター 山口大学医学部附属病院 独立行政法人国立病院機構 関門医療センター	S55.3.1 S58.5.2 H12.1.17 H17.5.1	岩国市立病院機構 山口県立大学法人 山口市立病院機構	岩国市黒磯町2-5-1 防府市大字大崎77 宇部市南小串1-1-1 下関市後田町1-1-1	0827-31-7121 0835-22-4411 0836-22-2007 0832-31-6216
徳島県	新		徳島県立中央病院 徳島赤十字病院 徳島県立三好病院	S55.4.1 H14.4.1 H17.8.29	徳島県立病院機構	徳島市蔵本町1-10-3 小松島市小松島町字井利ノ口103 徳島県三好市池田町字シマ815-2	088-631-7151 0885-32-2555 0883-72-1131
香川県			香川県立中央病院 香川大学医学部附属病院	S56.1.10 H13.11.1	香川県立大学法人	高松市番町5-4-16 木田郡三木町池戸1750-1	087-835-2222 087-898-5111
愛媛県			愛媛県立中央病院 愛媛県立新居浜病院 市立宇和島病院	S56.4.14 H4.8.18 H4.4.1	愛媛県立大学法人 宇和島市	松山市春日町83 新居浜市本郷3-1-1 宇和島市御殿町1-1	089-947-1111 0897-43-6161 0895-25-1111
高知県			高知赤十字病院 高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	H6.11.10 H17.3.25	高知県立大学法人	高知市新本町2-13-51 高知市池2125-1	088-822-1201 088-837-3000
福岡県	◎	○	北九州市立八幡病院 済生会福岡総合病院 久留米大学病院 飯塚病院 福岡大学病院 北九州総合病院 九州大学病院 聖マリア病院	S53.10.1 S55.11.1 S56.6.1 S57.4.1 H4.6.1 H7.4.1 H18.8.1 H18.8.1	北九州市立病院機構 済生会立大学法人 久留米市立病院 飯塚市立病院 福岡市立病院 北九州市立病院 九州大学立病院 聖マリア病院	北九州市八幡東区西本町4-18-1 福岡市中央区天神1-3-46 久留米市旭町67 飯塚市芳雄町3-83 福岡市城南区七隈7-45-1 北九州市小倉南区湯川15-10-10 福岡市東区馬出3-1-1 久留米市津福本町422	093-662-6565 092-771-8151 0942-35-3311 0948-22-3800 092-801-1011 093-921-0560 092-641-1151 0942-35-3322
佐賀県			佐賀県立病院好生館 佐賀大学医学部附属病院	S62.3.1 H17.9.1	佐賀県立大学法人	佐賀市水ヶ江1-12-9 佐賀県佐賀市鍋島5-1-1	0952-24-2171 0952-31-6511
長崎県		○	独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	S53.3.15	長崎県立病院機構	大村市久原2-1001-1	0957-52-3121
熊本県			熊本赤十字病院 独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	S55.3.1 H15.8.1	熊本県立病院機構	熊本市長嶺2-1-1 熊本市二の丸1-5	096-384-2111 096-353-6501
大分県			大分市医師会立アルメイダ病院	S54.4.1	大分市医師会	大分市大字宮崎1315	097-569-3121
宮崎県			県立宮崎病院 県立延岡病院	S59.4.1 H10.4.1	宮崎県立病院機構	宮崎市北高松町5-30 延岡市新小路2-1-10	0985-24-4181 0982-32-6181
鹿児島県			鹿児島市立病院	S60.1.1	鹿児島市立病院機構	鹿児島市加治屋町20-17	099-224-2101
沖縄県	新		沖縄県立中部病院 浦添総合病院 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	S50.10.1 H17.4.1 H18.10.1	沖縄県立大学法人	うるま市宇宮里208-3 浦添市伊祖4-16-1 島尻郡南風原町字新川118-1	098-973-4111 098-878-0231 098-888-0123
計				204			

※「区分」欄の「◎」は高度救命救急センターであり、「新」は新型救命救急センターである。

※「施設名」欄の○は高度救命救急センター、△は国庫補助未交付施設であり、「運営年度」欄の()は高度救命救急センターの設置

年度である。(札幌医大については、高度救命救急センターであるが国庫補助未交付。)

参考) 公的病院・私的病院 136施設

高度救命救急センター…21

新型救命救急センター…17

ドクターへリ(D H)運用施設…12

平成18年救命救急センターにおけるヘリポート設置状況及び搬送状況(平成18年12月現在)

番号	都道府県名	施設名	開設者	ヘリポート置状況	ドクターへリ運航状況	搬送実績
1	北海道	旭川赤十字病院	日赤			
2		独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	国立病院機構			
3		市立函館病院	函館市	○		16
4		市立釧路総合病院	釧路市			
5		総合病院北見赤十字病院	日赤			4
6		市立札幌病院	札幌市	○		63
7		帯広厚生病院	厚生連	○		13
8		札幌医科大学医学部附属病院	北海道	○		45
9		日鋼記念病院	医療法人社団	○		2
10		手稲渓仁会病院	医療法人	○	○	386
11	青森県	青森県立中央病院	青森県			
12		八戸市立市民病院	八戸市	○		1
13	岩手県	岩手医科大学附属病院	学校法人			
14		岩手県立久慈病院	岩手県	○		
15		岩手県立大船渡病院	岩手県	○		
16	宮城県	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	国立病院機構			2
17		仙台市立病院	仙台市			
18		大崎市民病院	大崎市	○		1
19		東北大学病院	国立大学法人	○		10
20	秋田県	秋田赤十字病院	日赤	○		14
21	山形県	山形県立中央病院	山形県	○		12
22		公立置賜総合病院	事務組合	○		7
23	福島県	いわき市立総合磐城共立病院	いわき市			
24		財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院	財団法人			
25		会津中央病院	財団法人			5
26	茨城県	独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター	国立病院機構	○		
27		筑波メディカルセンター病院	財団法人	○		36
28		総合病院土浦協同病院	厚生連			
29		茨城西南医療センター病院	厚生連			
30	栃木県	済生会宇都宮病院	済生会	○		14
31		足利赤十字病院	日赤			
32		大田原赤十字病院	日赤			5
33		獨協医科大学病院	学校法人	○		4
34		自治医科大学附属病院	学校法人	○		10
35	群馬県	独立行政法人国立病院機構 高崎病院	国立病院機構			
36		前橋赤十字病院	日赤	○		10
37	埼玉県	さいたま赤十字病院	日赤	○		
38		埼玉医科大学総合医療センター	学校法人			
39		深谷赤十字病院	日赤	○		
40		防衛医科大学校病院	防衛省			
41		川口市立医療センター	川口市	○		2
42		獨協医科大学越谷病院	学校法人	○		
43	千葉県	千葉県救急医療センター	千葉県	○		
44		総合病院国保旭中央病院	旭市	○		36
45		国保直営総合病院君津中央病院	事務組合	○		
46		亀田総合病院	医療法人	○		77

番号	都道府県名	施設名	開設者	ヘリポート置状況	ドクターヘリ運航状況	搬送実績
47		国保松戸市立病院	松戸市			
48		成田赤十字病院	日赤	○		64
49		船橋市立医療センター	船橋市			
50		日本医科大学千葉北総病院	学校法人	○	○	949
51		順天堂大学医学部附属順天堂浦安病院	学校法人			
52	東京都	日本医科大学付属病院	学校法人			
53		独立行政法人国立病院機構 東京医療センター	国立病院機構			
54		東邦大学医療センター大森病院	学校法人			
55		杏林大学医学部付属病院	学校法人			
56		都立広尾病院	東京都	○		10
57		東京医科大学八王子医療センター	学校法人	○		6
58		武蔵野赤十字病院	日赤	○		3
59		帝京大学医学部附属病院	学校法人			
60		日本医科大学多摩永山病院	学校法人			
61		都立墨東病院	東京都			
62		東京女子医科大学病院	学校法人			
63		都立府中病院	東京都			
64		駿河台日本大学病院	学校法人			
65		日本大学医学部附属板橋病院	学校法人			
66		公立昭和病院	事務組合			
67		独立行政法人国立病院機構 災害医療センター	国立病院機構	○		
68		東京医科大学病院	学校法人			
69		昭和大学病院	学校法人	○		
70		東京女子医科大学東医療センター	学校法人			
71		聖路加国際病院	財団法人			
72		青梅市立総合病院	青梅市	○		17
73	神奈川県	聖マリアンナ医科大学病院	学校法人			
74		独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	国立病院機構			
75		北里大学病院	学校法人	○		
76		東海大学医学部付属病院	学校法人	○	○	338
77		昭和大学藤が丘病院	学校法人	○		
78		聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	学校法人			
79		横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター	横浜市	○		12
80		国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院	国共済			
81		川崎市立川崎病院	川崎市	○		1
82		日本医科大学武藏小杉病院	学校法人	○		
83		藤沢市民病院	藤沢市	○		3
84	新潟県	長岡赤十字病院	日赤			
85		新潟市民病院	新潟市			
86		新潟県立中央病院	新潟県	○		
87		新潟県立新発田病院	新潟県			
88	富山县	富山県立中央病院	富山県	○		61
89		富山県厚生農業組合連合会 高岡病院	厚生連			
90	石川県	石川県立中央病院	石川県			
91		公立能登総合病院	事務組合	○		
92	福井県	福井県立病院	福井県	○		19
93	山梨県	山梨県立中央病院	山梨県	○		40
94	長野県	昭和伊南総合病院	事務組合	○		1
95		長野赤十字病院	日赤	○		13

番号	都道府県名	施設名	開設者	ヘリポート置状況	ドクターへリ運航状況	搬送実績
96		佐久総合病院	厚生連	○	○	292
97		慈泉会相澤病院	特定医療法人	○		80
98		信州大学医学部附属病院	国立大学法人	○		
99		諏訪赤十字病院	日赤	○		4
100		飯田市立病院	飯田市	○		55
101	岐阜県	岐阜県総合医療センター	岐阜県	○		
102		岐阜県立多治見病院	岐阜県	○		18
103		総合病院高山赤十字病院	日赤	○		6
104		大垣市民病院	大垣市	○		3
105		岐阜県厚生農業組合連合会 中濃厚生病院	厚生連	○		12
106		岐阜大学医学部附属病院	国立大学法人	○		61
107	静岡県	静岡済生会総合病院	済生会	○		
108		順天堂大学医学部附属静岡病院	学校法人	○	○	993
109		県西部浜松医療センター	浜松市	○		42
110		静岡赤十字病院	日赤			
111		聖隸三方原病院	社会福祉法人	○	○	680
112		沼津市立病院	沼津市			
113	愛知県	名古屋掖済会病院	社団法人	○		21
114		独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	国立病院機構			
115		愛知医科大学附属病院	学校法人	○	○	530
116		藤田保健衛生大学病院	学校法人	○		3
117		岡崎市民病院	岡崎市	○		
118		豊橋市民病院	豊橋市	○		70
119		名古屋第二赤十字病院	日赤	○		15
120		小牧市民病院	小牧市	○		
121		愛知県厚生農業組合連合会 安城更生病院	厚生連	○		7
122		社会保険中京病院	社団法人	○		13
123		名古屋第一赤十字病院	日赤	○		
124		半田市立半田病院	半田市	○		6
125	三重県	山田赤十字病院	日赤	○		
126		三重県立総合医療センター	三重県	○		9
127	滋賀県	大津赤十字病院	日赤	○		
128		長浜赤十字病院	日赤	○		4
129		済生会滋賀県病院	済生会	○		1
130		近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市	○		1
131	京都府	京都第二赤十字病院	日赤			
132		独立行政法人国立病院機構 京都医療センター	国立病院機構			
133		京都第一赤十字病院	日赤	○		39
134	大阪府	大阪府立急性期・総合医療センター	大阪府	○		
135		関西医科大学附属滝井病院	学校法人	○		
136		大阪府済生会千里病院	済生会			
137		独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	国立病院機構			
138		近畿大学医学部附属病院	学校法人	○		
139		大阪府三島救命救急センター	財団法人	○		
140		大阪市立総合医療センター	大阪市	○		2
141		大阪府立泉州救命救急センター	大阪府			
142		大阪府立中河内救命救急センター	大阪府	○		1
143		大阪大学医学部附属病院	国立大学法人	○		
144	兵庫県	神戸市立中央市民病院	神戸市	○		3

番号	都道府県名	施設名	開設者	ヘリポート置状況	ドクターへリ運航状況	搬送実績
145		兵庫医科大学病院	学校法人			
146		兵庫県立姫路循環器病センター	兵庫県			
147		公立豊岡病院	事務組合	○		3
148		兵庫県災害医療センター	兵庫県	○		23
149	奈良県	奈良県立奈良病院	奈良県	○		
150		奈良県立医科大学附属病院	奈良県			
151		近畿大学医学部奈良病院	学校法人			
152	和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター	日赤			
153		和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県	○	○	374
154		独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	国立病院機構			
155	鳥取県	鳥取県立中央病院	鳥取県	○		
156		鳥取大学医学部附属病院	国立大学法人	○		23
157	島根県	島根県立中央病院	島根県	○		32
158		松江赤十字病院	日赤	○		
159		独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	国立病院機構			
160	岡山県	川崎医科大学附属病院	学校法人	○	○	433
161		岡山赤十字病院	日赤	○		31
162		津山中央病院	財団法人	○		11
163	広島県	広島市立広島市民病院	広島市	○		
164		独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	国立病院機構	○		8
165		県立広島病院	広島県	○		20
166		広島大学病院	国立大学法人	○		42
167		福山市民病院	福山市	○		4
168	山口県	独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター	国立病院機構			
169		山口県立総合医療センター	山口県	○		
170		山口大学医学部附属病院	国立大学法人	○		2
171		独立行政法人国立病院機構 関門医療センター	国立病院機構			
172	徳島県	徳島県立中央病院	徳島県			
173		徳島赤十字病院	日赤	○		10
174		徳島県立三好病院	徳島県			
175	香川県	香川県立中央病院	香川県			
176		香川大学医学部附属病院	国立大学法人	○		
177	愛媛県	愛媛県立中央病院	愛媛県			
178		愛媛県立新居浜病院	愛媛県	○		5
179		市立宇和島病院	宇和島市			
180	高知県	高知赤十字病院	日赤	○		
181		高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	高知県・高知市病院企業団	○		212
182	福岡県	北九州市立八幡病院	北九州市			
183		済生会福岡総合病院	済生会	○		36
184		久留米大学病院	学校法人	○	○	486
185		飯塚病院	会社			
186		福岡大学病院	学校法人	○		27
187		北九州総合病院	医療法人	○		1
188		九州大学病院	国立大学法人	○		
189	佐賀県	聖マリア病院	医療法人			
190	佐賀県	佐賀県立病院好生館	佐賀県	○		3
191		佐賀大学医学部附属病院	国立大学法人	○		5
192	長崎県	独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	国立病院機構	○	○	236
193	熊本県	熊本赤十字病院	日赤	○		110

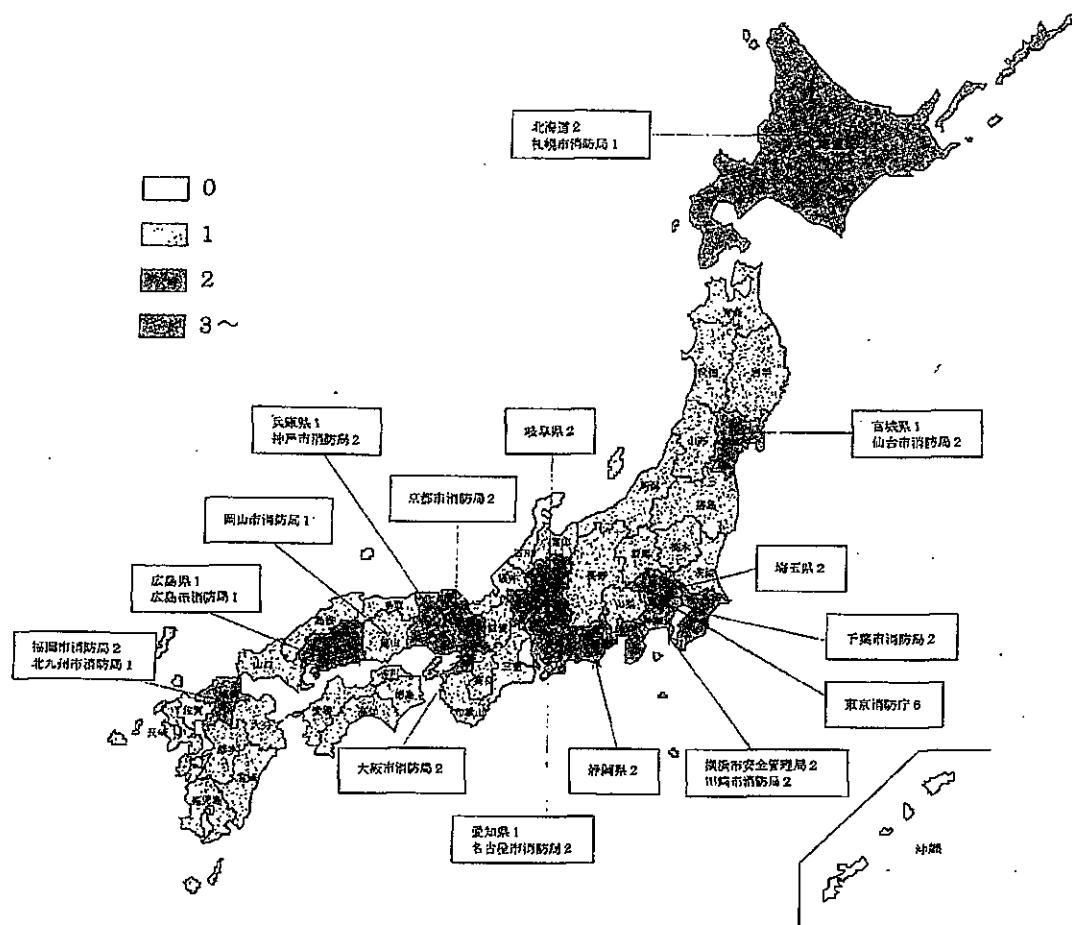
番号	都道府県名	施設名	開設者	ヘリポート置状況	ドクターへリ運航状況	搬送実績
194		独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	国立病院機構			
195	大分県	大分市医師会立アルメイダ病院	大分市医師会			
196	宮崎県	県立宮崎病院	宮崎県			
197		県立延岡病院	宮崎県	○		11
198	鹿児島県	鹿児島市立病院	鹿児島市			
199	沖縄県	沖縄県立中部病院	沖縄県			
200		浦添総合病院	医療法人	○		125
201		沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	沖縄県	○		1
合 計				126	11	7557

(厚生労働省医政局指導課調べ)

(注)平成19年6月現在、救命救急センターの総数は202施設(平成19年4月1日に東京医科歯科大学医学部附属病院を指定)

消防防災ヘリコプターの保有状況

- | | |
|----------------|-------------------------|
| 1 平成18年4月1日現在 | 70機（45都道府県、52団体） |
| ○ 消防機関保有ヘリコプター | 28機（東京消防庁、12政令指定都市、岡山市） |
| ○ 都道府県保有ヘリコプター | 42機（38道県） |
| 2 未配備都道府県域数 | 2県（佐賀県、沖縄県） |



平成18年版 総務省消防庁「救急・救助の現況」より

平成17年消防防災ヘリコプター災害出動状況

(件)

区分	災害区分												計			
	火災			救助			救急			その他						
	管内	管外応援	合計	管内	管外応援	合計	管内	管外応援	合計	管内	管外応援	合計	管内	管外応援	合計	
消防機関ヘリ	1 札幌市消防局	6	0	6	8	3	11	28	6	34	9	0	9	51	9	60
	2 仙台市消防局	41	8	49	26	4	30	16	1	17	12	0	12	95	13	108
	3 千葉市消防局	20	0	20	2	0	2	20	9	29	16	3	18	58	12	70
	4 東京消防庁	182	5	197	100	3	103	284	0	284	18	0	18	594	8	602
	5 横浜市安全管理局	95	0	95	3	0	3	0	0	0	6	0	6	104	0	104
	6 川崎市消防局	63	0	63	7	3	10	4	0	4	2	0	2	76	3	78
	7 名古屋市消防局	87	3	90	8	2	10	1	4	5	1	0	1	97	9	106
	8 京都市消防局	18	1	19	28	0	28	53	8	61	0	1	1	99	10	109
	9 大阪市消防局	22	0	22	0	0	0	0	2	2	0	4	4	22	6	28
	10 神戸市消防局	142	0	142	52	0	52	55	0	55	6	0	6	255	0	255
	11 岡山市消防局	28	13	41	9	6	15	48	8	56	5	1	6	90	28	118
	12 広島市消防局	28	9	37	17	7	24	11	31	42	2	2	4	58	49	107
	13 北九州市消防局	43	0	43	11	0	11	15	0	15	8	3	11	77	3	80
	14 福岡市消防局	43	5	48	30	10	40	55	19	74	19	0	18	147	34	181
	小計	828	44	872	301	38	339	590	88	678	104	14	118	1,823	184	2,007
都道府県ヘリ	1 北海道	0	0	0	28	0	28	79	0	79	6	0	6	113	0	113
	2 青森県	1	1	2	55	0	55	21	0	21	2	0	2	79	1	80
	3 岩手県	9	1	10	43	2	45	13	1	14	1	0	1	66	4	70
	4 宮城県	19	1	20	29	2	31	17	2	19	3	0	3	68	5	73
	5 秋田県	0	0	0	76	3	79	38	2	40	0	0	0	114	5	119
	6 山形県	3	2	5	48	0	48	35	0	35	0	0	0	86	2	88
	7 福島県	8	2	10	38	6	44	48	2	50	0	0	0	94	10	104
	8 茨城県	3	2	5	38	0	38	33	0	33	4	0	4	78	2	80
	9 滋賀県	11	4	15	39	2	41	61	2	63	0	0	0	111	8	119
	10 群馬県	4	2	6	41	3	44	57	8	65	1	0	1	103	13	116
	11 埼玉県	19	8	27	31	4	35	34	12	46	4	0	4	88	24	112
	12 新潟県	0	0	0	40	4	44	32	3	35	16	0	16	88	7	95
	13 富山県	3	0	3	37	0	37	53	0	53	4	0	4	97	0	97
	14 石川県	0	0	0	36	3	39	18	0	18	2	0	2	56	3	59
	15 福井県	4	0	4	26	4	30	37	4	41	0	0	0	67	8	75
	16 山梨県	15	0	15	35	1	36	45	4	49	4	0	4	99	5	104
	17 長野県	8	4	12	41	5	46	151	5	156	8	0	8	208	14	222
	18 岐阜県	16	0	16	51	3	54	110	2	112	0	0	0	177	5	182
	19 静岡県	3	3	6	44	1	45	20	0	20	3	0	3	70	4	74
	20 愛知県	9	0	9	18	1	19	28	3	31	0	0	0	55	4	59
	21 三重県	4	0	4	32	2	34	35	3	38	0	0	0	71	5	76
	22 滋賀県	2	0	2	33	1	34	19	1	20	0	0	0	54	2	56
	23 兵庫県	11	2	13	10	0	10	84	0	84	2	0	2	107	2	109
	24 奈良県	3	2	5	8	1	9	10	1	11	0	0	0	21	4	25
	25 和歌山県	5	2	7	11	3	14	21	3	24	1	0	1	38	8	46
	26 鳥取県	3	4	7	22	0	22	49	13	62	7	0	7	81	17	98
	27 島根県	3	1	4	6	4	10	77	7	84	0	0	0	86	12	98
	28 広島県	8	8	16	4	0	4	58	0	58	3	0	3	73	8	81
	29 山口県	11	0	11	12	0	12	22	0	22	11	0	11	56	0	56
	30 徳島県	2	1	3	10	0	10	13	0	13	2	0	2	27	1	28
	31 香川県	4	11	15	3	2	5	21	15	36	0	0	0	28	28	56
	32 愛媛県	8	7	15	16	1	17	28	13	41	0	0	0	52	21	73
	33 高知県	8	2	10	17	0	17	82	0	82	2	0	2	109	2	111
	34 長崎県	0	0	0	6	0	6	21	0	21	4	0	4	31	0	31
	35 熊本県	3	1	4	27	4	31	144	4	148	6	1	7	180	10	190
	36 大分県	5	0	5	38	0	38	24	1	25	0	0	0	67	1	68
	37 宮崎県	3	0	3	14	1	15	26	1	27	6	0	6	49	2	51
	38 鹿児島県	0	0	0	15	0	15	38	0	38	1	0	1	54	0	54
	小計	218	71	289	1,078	63	1,141	1,702	112	1,814	103	1	104	3,101	247	3,348
	合計	1,046	115	1,161	1,379	101	1,480	2,292	200	2,492	207	15	222	4,924	431	5,355

※「その他」とは、地震、風水害、大規模事故等における警戒、指揮支援、情報収集等の調査活動並びに資機材、人員搬送等の出動で、火災、救助、救急出動以外の出動をいう。

平成18年救命救急センタードクターカー運行状況(H18年12月現在)

番号	都道府県名	施設名	開設者	ドクターカー(救命救急センター)	
				所有台数	運行件数
				台	件
1	北海道	旭川赤十字病院	日赤	1	6
2		独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	国立病院機構		
3		市立函館病院	函館市		
4		市立釧路総合病院	釧路市		
5		総合病院北見赤十字病院	日赤		
6		市立札幌病院	札幌市		
7		帯広厚生病院	厚生連		
8		札幌医科大学医学部附属病院	北海道		
9		日鋼記念病院	医療法人社団	1	31
10		手稲溪仁会病院	医療法人	1	
11	青森県	青森県立中央病院	青森県		
12		八戸市立市民病院	八戸市		
13	岩手県	岩手医科大学附属病院	学校法人	1	
14		岩手県立久慈病院	岩手県		
15		岩手県立大船渡病院	岩手県		
16	宮城県	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	国立病院機構		
17		仙台市立病院	仙台市		
18		大崎市民病院	大崎市		
19		東北大学病院	国立大学法人		
20	秋田県	秋田赤十字病院	日赤		
21	山形県	山形県立中央病院	山形県		
22		公立置賜総合病院	事務組合		
23	福島県	いわき市立総合磐城共立病院	いわき市		
24		財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院	財団法人	1	98
25		会津中央病院	財団法人	1	136
26	茨城県	独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター	国立病院機構		
27		筑波メディカルセンター病院	財団法人		
28		総合病院土浦協同病院	厚生連	1	17
29		茨城西南医療センター病院	厚生連	1	
30		済生会宇都宮病院	済生会		
31	栃木県	足利赤十字病院	日赤		
32		大田原赤十字病院	日赤		
33		獨協医科大学病院	学校法人		
34		自治医科大学附属病院	学校法人	1	27
35	群馬県	独立行政法人国立病院機構 高崎病院	国立病院機構		
36		前橋赤十字病院	日赤	1	29
37	埼玉県	さいたま赤十字病院	日赤		
38		埼玉医科大学総合医療センター	学校法人		
39		深谷赤十字病院	日赤		
40		防衛医科大学校病院	防衛省		
41		川口市立医療センター	川口市	1	27
42		獨協医科大学越谷病院	学校法人		
43		千葉県救急医療センター	千葉県	1	144
44		総合病院国保旭中央病院	旭市		
45		国保直営総合病院君津中央病院	事務組合	2	178
46		亀田総合病院	医療法人	2	82
47	千葉県	国保松戸市立病院	松戸市		

番号	都道府県名	施設名	開設者	トクター(救命救急センター)	
				所有台数	運行件数
48		成田赤十字病院	日赤		
49		船橋市立医療センター	船橋市		
50		日本医科大学千葉北総病院	学校法人	1	308
51		順天堂大学医学部附属順天堂浦安病院	学校法人		
52	東京都	日本医科大学付属病院	学校法人	1	409
53		独立行政法人国立病院機構 東京医療センター	国立病院機構		
54		東邦大学医療センタ一大森病院	学校法人	1	240
55		杏林大学医学部付属病院	学校法人		
56		都立広尾病院	東京都		
57		東京医科大学八王子医療センター	学校法人		
58		武藏野赤十字病院	日赤		
59		帝京大学医学部附属病院	学校法人	1	61
60		日本医科大学多摩永山病院	学校法人	1	55
61		都立墨東病院	東京都		
62		東京女子医科大学病院	学校法人		
63		都立府中病院	東京都		
64		駿河台日本大学病院	学校法人		
65		日本大学医学部附属板橋病院	学校法人	1	209
66		公立昭和病院	事務組合		
67		独立行政法人国立病院機構 災害医療センター	国立病院機構	1	78
68		東京医科大学病院	学校法人	1	26
69		昭和大学病院	学校法人		
70		東京女子医科大学東医療センター	学校法人		
71		聖路加国際病院	財団法人		
72		青梅市立総合病院	青梅市		
73	神奈川県	聖マリアンナ医科大学病院	学校法人	2	170
74		独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	国立病院機構		
75		北里大学病院	学校法人	1	41
76		東海大学医学部付属病院	学校法人	2	698
77		昭和大学藤が丘病院	学校法人	1	61
78		聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	学校法人	1	86
79		横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター	横浜市	2	360
80		国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院	国共済		
81		川崎市立川崎病院	川崎市		
82		日本医科大学武藏小杉病院	学校法人		
83		藤沢市民病院	藤沢市		
84	新潟県	長岡赤十字病院	日赤		
85		新潟市民病院	新潟市	1	68
86		新潟県立中央病院	新潟県		
87		新潟県立新発田病院	新潟県		
88	富山县	富山県立中央病院	富山県		
89		富山県厚生農業組合連合会 高岡病院	厚生連		
90	石川県	石川県立中央病院	石川県	1	60
91		公立能登総合病院	事務組合		
92	福井県	福井県立病院	福井県		
93	山梨県	山梨県立中央病院	山梨県		
94	長野県	昭和伊南総合病院	事務組合		
95		長野赤十字病院	日赤		
96		佐久総合病院	厚生連		
97		慈泉会相澤病院	特定医療法人	1	16

番号	都道府県名	施設名	開設者	ドクターカー(救命救急センター)	
				所有台数	運行件数
98		信州大学医学部附属病院	国立大学法人	1	134
99		諏訪赤十字病院	日赤		
100		飯田市立病院	飯田市	1	
101	岐阜県	岐阜県総合医療センター	岐阜県		
102		岐阜県立多治見病院	岐阜県		
103		総合病院高山赤十字病院	日赤	1	25
104		大垣市民病院	大垣市	1	79
105		岐阜県厚生農業組合連合会 中濃厚生病院	厚生連		
106		岐阜大学医学部附属病院	国立大学法人		
107	静岡県	静岡済生会総合病院	済生会	1	89
108		順天堂大学医学部附属静岡病院	学校法人	1	7
109		県西部浜松医療センター	浜松市		
110		静岡赤十字病院	日赤	1	34
111		聖隸三方原病院	社会福祉法人	2	32
112		沼津市立病院	沼津市		
113	愛知県	名古屋掖済会病院	社団法人		
114		独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	国立病院機構		
115		愛知医科大学附属病院	学校法人	1	50
116		藤田保健衛生大学病院	学校法人	1	14
117		岡崎市民病院	岡崎市	1	
118		豊橋市民病院	豊橋市		
119		名古屋第二赤十字病院	日赤		
120		小牧市民病院	小牧市		
121		愛知県厚生農業組合連合会 安城更生病院	厚生連		
122		社会保険中京病院	社団法人		
123		名古屋第一赤十字病院	日赤		
124		半田市立半田病院	半田市		
125	三重県	山田赤十字病院	日赤		
126		三重県立総合医療センター	三重県		
127	滋賀県	大津赤十字病院	日赤		
128		長浜赤十字病院	日赤		
129		済生会滋賀県病院	済生会		
130		近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市		
131	京都府	京都第二赤十字病院	日赤	2	96
132		独立行政法人国立病院機構 京都医療センター	国立病院機構		
133		京都第一赤十字病院	日赤	1	185
134	大阪府	大阪府立急性期・総合医療センター	大阪府		
135		関西医科大学附属滝井病院	学校法人	1	47
136		大阪府済生会千里病院	済生会	1	1,849
137		独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	国立病院機構	1	105
138		近畿大学医学部附属病院	学校法人	1	150
139		大阪府三島救命救急センター	財団法人	1	314
140		大阪市立総合医療センター	大阪市	1	175
141		大阪府立泉州救命救急センター	大阪府	1	107
142		大阪府立中河内救命救急センター	大阪府	1	278
143		大阪大学医学部附属病院	国立大学法人		
144	兵庫県	神戸市立中央市民病院	神戸市	1	247
145		兵庫医科大学病院	学校法人	1	57
146		兵庫県立姫路循環器病センター	兵庫県		
147		公立豊岡病院	事務組合		

番号	都道府県名	施設名	開設者	ドクターカー(救命救急センター)	
				所有台数	運行件数
148		兵庫県災害医療センター	兵庫県	1	656
149	奈良県	奈良県立奈良病院	奈良県		
150		奈良県立医科大学附属病院	奈良県		
151		近畿大学医学部奈良病院	学校法人		
152	和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター	日赤	1	333
153		和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県		
154		独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	国立病院機構	1	
155	鳥取県	鳥取県立中央病院	鳥取県		
156		鳥取大学医学部附属病院	国立大学法人		
157	島根県	島根県立中央病院	島根県		
158		松江赤十字病院	日赤		
159		独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	国立病院機構		
160	岡山县	川崎医科大学附属病院	学校法人	1	19
161		岡山赤十字病院	日赤	2	
162		津山中央病院	財団法人		
163	広島県	広島市立広島市民病院	広島市	1	25
164		独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	国立病院機構	1	29
165		県立広島病院	広島県		
166		広島大学病院	国立大学法人		
167		福山市民病院	福山市		
168	山口県	独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター	国立病院機構		
169		山口県立総合医療センター	山口県		
170		山口大学医学部附属病院	国立大学法人		
171		独立行政法人国立病院機構 関門医療センター	国立病院機構		
172	徳島県	徳島県立中央病院	徳島県		
173		徳島赤十字病院	日赤	2	182
174		徳島県立三好病院	徳島県		
175	香川県	香川県立中央病院	香川県	1	49
176		香川大学医学部附属病院	国立大学法人		
177	愛媛県	愛媛県立中央病院	愛媛県		
178		愛媛県立新居浜病院	愛媛県		
179		市立宇和島病院	宇和島市		
180	高知県	高知赤十字病院	日赤	1	9
181		高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	高知県・高知市病院企業団		
182	福岡県	北九州市立八幡病院	北九州市	1	207
183		済生会福岡総合病院	済生会	1	455
184		久留米大学病院	学校法人	2	63
185		飯塚病院	会社	1	224
186		福岡大学病院	学校法人	1	228
187		北九州総合病院	医療法人	1	143
188		九州大学病院	国立大学法人		
189		聖マリア病院	医療法人	4	286
190	佐賀県	佐賀県立病院好生館	佐賀県		
191		佐賀大学医学部附属病院	国立大学法人		
192	長崎県	独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	国立病院機構	1	
193	熊本県	熊本赤十字病院	日赤	2	463
194		独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	国立病院機構	2	42
195	大分県	大分市医師会立アルメイダ病院	大分市医師会	1	83
196	宮崎県	県立宮崎病院	宮崎県		
197		県立延岡病院	宮崎県		

番号	都道府 県・名	施設名	開設者	トクター(救命救急センター)	
				所有台数	運行件数
198	鹿児島県	鹿児島市立病院	鹿児島市		
199	沖縄県	沖縄県立中部病院	沖縄県		
200		浦添総合病院	医療法人		
201		沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	沖縄県		
合計		201施設		90(77施設)	11,291

(厚生労働省医政局指導課調べ)

(注)平成19年6月現在、救命救急センターの総数は202施設(平成19年4月1日に東京医科歯科大学医学部附属病院を指定)

各搬送手段における公費及び医療保険による支援

＜公的に整備＞

救急車



ドクターカー

医療機関1／3負担

県1／3負担

国1／3負担

消防・防災ヘリ

一部(※)国、県、市
で1／3補助

都道府県負担
(政令市を含む)

ドクターへリ

都道府県1／2負担

一部(※)医療機関
が負担

国1／2負担

＜純粹な民間＞

タクシー等

利用者負担

※医師が添乗した場合

※補助基準額を超えた
場合

患者負担なし

要件を満たせば移送費を支給

平成15年度(健保・国保・老健)

支給件数 1759件

平均支給額 5.4万円

診療報酬
(1300点)
患者一部
自己負担

救急搬送診療料
往診料

救急搬送診療料
往診料

救急搬送診療料
往診料

救急搬送診療料
往診料